

み ね し しょう がい しゃ けい かく
美祢市障害者計画

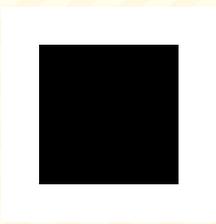
れい わ ねん ど れい わ ねん ど
令和4年度～令和8年度



れい わ ねん がつ
令和4年3月



美祢市
MINE CITY



はじめに

このたび策定します「美祢市障害者計画（令和4年度～令和8年度）」は、美祢市の障害者施策に関する基本的な考え方等を定めたものです。

『住み慣れた地域で だれもが安心して暮らせる まちづくり』を基本目標とする、前計画（平成29年度～令和3年度）を引き継ぎつつ、「地域共生社会」の実現に向けて、障害の有無にかかわらず、ともに支え合い、地域の住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや、制度間の縦割りを超えた包括的な支援体制の構築を目指してまいります。



基本目標に掲げるまちづくりを実現するためには、福祉事業所や保健・医療機関、行政等関係機関の連携も必要ですが、市民の皆様一人ひとりの障害や障害のある人に対する正しい理解と、障害のある人自身の自立に向けた積極的な取り組みが重要であり、その相互作用が原動力となって、めざす将来像が創造されるものであると考えます。

このことから本計画では、障害のある人とない人それぞれへのアンケート調査の結果を基に、市民が一体となって共生のまちづくりについて考え、自ら行動することができるよう、「地域（住民一人ひとり）」「障害のある人」「関係機関」の3つの立場を設け、その時々のご自身の立場で取り組みを考えられること、そして、分かりやすい言葉とキーワードで理解を深め、行動する上での取り組みを容易にすることの2点により構成しております。

本計画のもと、市民の皆様の参画と協働により、だれもが安心して暮らせるまちづくりを推進してまいりたいと考えますので、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり貴重なご意見をお寄せいただきました市民の皆様をはじめ、関係者の皆様、熱心なご審議をいただきました美祢市地域自立支援協議会の委員の皆様、心から感謝を申し上げます。

令和4年3月

美祢市長 藤田 洋司

目次

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置づけ	3
3 計画の期間	4
4 計画の策定体制	4

第2章 障害者等の現状

1 人口動態	5
2 身体障害者の現状	7
3 知的障害者の現状	8
4 精神障害者の現状	8
5 難病患者の現状	9
6 障害児の就学の現状	10
7 障害者の雇用の現状	12
8 アンケート調査結果に見る障害者のニーズ等	13

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本目標	21
2 計画の基本方針	21
3 計画の施策体系	22

第4章 施策の現状と課題及び今後の取り組み

【基本方針1】ともに支え合うまちづくり	23
1 理解の促進《障害を知る》	24
2 権利擁護の推進《権利を守る》	29
3 環境整備の促進《安全に暮らす》	32
【基本方針2】安心して暮らせるまちづくり	36
1 相談支援体制の充実《相談する》	37
2 生活支援の充実《地域で暮らす》	39
3 保健・医療の充実《健康を保つ》	43

【基本方針3】いきいきと自分らしく社会参加できるまちづくり	46
1 就労・雇用への支援《働く》	47
2 教育・療育への支援《学ぶ》	50
3 社会参加への支援と人材の育成《参加する》	54

第5章 計画の推進体制

1 関係機関等との連携	59
2 計画の進捗管理	59

資料編

1 美祢市地域自立支援協議会要綱	61
2 美祢市地域自立支援協議会委員名簿	64

第 1 章

計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨

本市では、「障害者権利条約」を実現するための障害者に係る制度改革や障害のある人を取り巻く環境の変化を踏まえ、平成29年3月に「美祢市障害者計画（平成29年度～令和3年度）」（以下「前計画」という。）を策定し、「住み慣れた地域で だれもが安心して暮らせる まちづくり」を基本目標として、障害者施策の推進に努めてきました。

前計画の策定と時期をほぼ同じくして、国は、制度・分野ごとの縦割りや「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく地域共生社会の実現に向けた改革工程（平成29年2月）を発表し、市町村の福祉行政は新たな局面を迎えました。障害者福祉分野においても、国の「障害者基本計画（第4次）」（平成30年3月）では、障害のある人とない人がお互いに、障害の有無にとらわれることなく、支え合いながら社会で共に暮らしていくことが日常となるように国民の理解促進に努め、「地域共生社会」の実現を目指すこととされています。

また、令和2年5月には、直近の障害者保健福祉施策の動向等を踏まえ、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の一部改正が行われ、障害者とその介護者の高齢化や親亡き後の問題、地域生活支援拠点等の機能強化、医療的ケアの必要な子どもを含めた障害のある子どもへの支援ニーズ等への対応等が求められました。

本市では令和3年3月に、それを踏まえた「美祢市障害福祉計画（第6期）・障害児福祉計画（第2期）」を策定しましたが、こうした国の動向や前計画期間中の取り組みの成果を踏まえ、障害者施策全般の見直しを行う必要があります。そこで、障害者施策にかかわる基本的な理念や原則を再確認するとともに、障害者を取り巻く環境の変化と新たな課題やニーズにも対応した新たな「美祢市障害者計画（令和4年度～令和8年度）」（以下「本計画」という。）を策定することとしました。

【障害者施策関連法令などの動向】

『 』は略称を表しています。

年	国の動き
平成15年	◆支援費制度の発足 ・当事者の選択と契約によるサービス利用の開始
平成17年	○発達障害者支援法 施行 ・発達障害の定義と法的な位置付けの確立 ・乳幼児期から成人期までの地域の一貫した支援の促進 ・専門家の確保と関係者の緊密な連携の確保

年	国の動き
平成 18 年	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者自立支援法 施行 <ul style="list-style-type: none"> ・3 障害に係る制度の一元化 ・市町村による一元的なサービス提供 ・就労支援の抜本的な強化 ○高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律『バリアフリー新法』 施行 <ul style="list-style-type: none"> ・公共交通施設や建築物のバリアフリー化の推進 ・心のバリアフリーの推進 ○[改正]教育基本法 施行 <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学校の創設、特別支援教育の推進
平成 19 年	★障害者権利条約署名
平成 21 年	<ul style="list-style-type: none"> ○[改正] 障害者雇用促進法 施行 <ul style="list-style-type: none"> ・障害者雇用納付金制度対象範囲拡大 ・短時間労働に対応し雇用率制度見直し
平成 22 年	<ul style="list-style-type: none"> ○[改正] 障害者自立支援法 施行 <ul style="list-style-type: none"> ・応能負担の原則化 ・発達障害を対象として明示
平成 23 年	<ul style="list-style-type: none"> ○[改正] 障害者基本法 施行 <ul style="list-style-type: none"> ・目的規定及び障害者の定義の見直し ・地域社会における共生 ・差別の禁止
平成 24 年	<ul style="list-style-type: none"> ○[改正] 障害者自立支援法 施行 <ul style="list-style-type: none"> ・相談支援体制の強化 ○[改正] 児童福祉法 施行 <ul style="list-style-type: none"> ・障害児施設の再編 ・放課後等デイサービスなどの創設 ○障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律『障害者虐待防止法』 施行 <ul style="list-style-type: none"> ・虐待を発見した者に通報の義務付け ・虐待防止などの具体的スキームの制定 ・障害者権利擁護センター、障害者虐待防止センター設置の義務付け
平成 25 年	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者総合支援法 施行（障害者自立支援法の改正） <ul style="list-style-type: none"> ・基本理念の制定 ・障害者の範囲見直し（難病などを追加） ○国等による障害者の就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律『障害者優先調達推進法』 施行 <ul style="list-style-type: none"> ・国などに障害者就労施設などから優先的な物品調達の義務付け ◆障害者雇用率引き上げ <ul style="list-style-type: none"> ・民間企業 2.0%、国や地方公共団体など 2.3%、都道府県などの教育委員会 2.2%へ ●障害者基本計画（第 3 次）の策定
平成 26 年	★障害者権利条約批准
平成 28 年	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者差別解消法 施行 <ul style="list-style-type: none"> ・障害を理由とする不当な差別的取り扱いや合理的配慮不提供の禁止 ○[改正]障害者雇用促進法 施行 <ul style="list-style-type: none"> ・障害者に対する差別の禁止 ・合理的配慮の提供義務 ○[改正]発達障害者支援法 施行 <ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児期から高齢期まで切れ目のない支援 ・就労機会確保に加え定着を支援
平成 29 年	◆「『地域共生社会』の実現に向けて（当面の改革工程）」発表
平成 30 年	<ul style="list-style-type: none"> ●障害者基本計画（第 4 次）の策定 ○[改正] 障害者総合支援法及び児童福祉法 施行 <ul style="list-style-type: none"> ・障害児福祉計画策定の義務付け ・サービスの新設（就労定着支援、自立生活援助、居宅訪問型児童発達支援）等 ◆障害者雇用率引き上げ <ul style="list-style-type: none"> ・民間企業 2.2%、国や地方公共団体など 2.5%、都道府県などの教育委員会 2.4%へ
令和 2 年	◆「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の一部改正
令和 3 年	<ul style="list-style-type: none"> ◆障害者雇用率引き上げ <ul style="list-style-type: none"> ・民間企業 2.3%、国や地方公共団体など 2.6%、都道府県などの教育委員会 2.5%へ

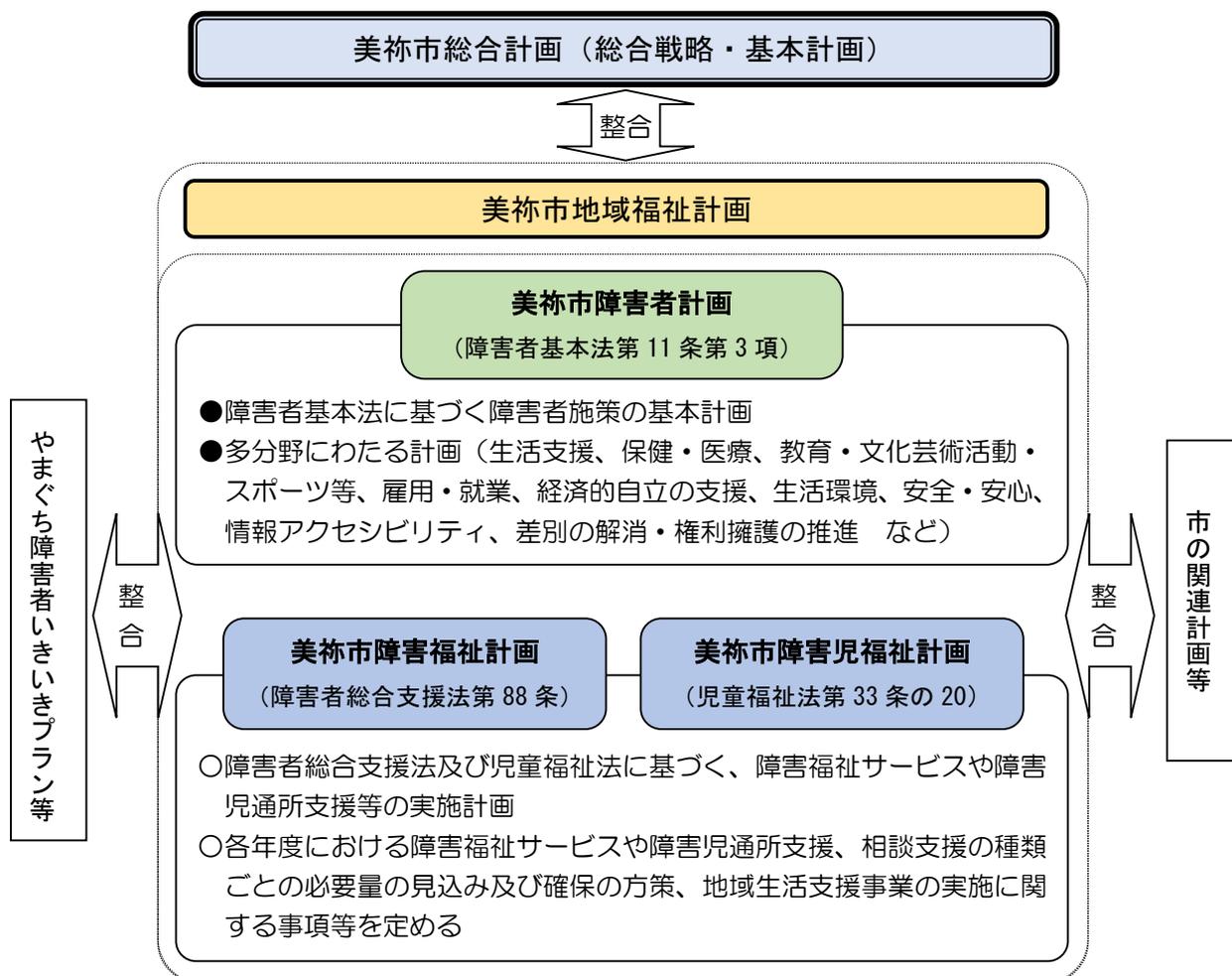
★：条約関係 ○：法令関係 ●：計画関係 ◆：施策関係 ・：内容の説明

2 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第11条第3項に定める「当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画」（市町村障害者計画）です。「美祢市総合計画（総合戦略・基本計画）」や「美祢市地域福祉計画」を上位計画としつつ、市における障害者に関連する施策を全体的に把握し、体系づけることで、障害のある人を取り巻く地域環境の整備を計画的に進めるとともに、市民や事業者、各種団体が積極的な活動を行うための指針となる中長期の計画です。

障害者施策に関する計画としては、障害福祉計画及び障害児福祉計画もありますが、それは障害福祉サービス等の提供に関する体制やサービスを確保するための方策等を示す3年を1期として策定する短期の事業計画という位置づけです。

また、本計画は、上位計画である「美祢市総合計画（総合戦略・基本計画）」や「美祢市地域福祉計画」はもとより、市の各種関連計画及び国・県の計画との整合性を図っています。



3 計画の期間

本計画の期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間です。

平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
前計画 (H29~R3)					本計画 (R4~R8)				
第4期	障害福祉計画 (第5期) 障害児福祉計画 (第1期)			障害福祉計画 (第6期) 障害児福祉計画 (第2期)		障害福祉計画 (第7期) 障害児福祉計画 (第3期)			

4 計画の策定体制

(1) 協議会の実施

本計画策定にあたっては、幅広く関係者の意見を反映するため、学識経験者や医師のほか、障害者団体の代表などからなる「美祢市地域自立支援協議会」において審議を行いました。

(2) 障害者計画策定のためのアンケート調査の実施

本計画の策定に先立ち、障害のある人の日常生活の状況や障害者福祉施策に関する要望、障害のない人の障害のある人との関わりや障害者福祉に関する意識等を把握し、策定の基礎資料とする目的で、アンケート調査を実施しました。

● アンケート調査の実施概要

調査対象	①本市内在住の障害者手帳を持っている方 800 人（無作為抽出） ②本市内在住の障害者手帳を持っていない方 400 人（無作為抽出）
調査方法	郵送による配布・回収
調査期間	令和3年9月1日～令和3年9月17日
回収結果	①配布数：800 件 有効回収数：457 件（有効回収率：57.1%） ②配布数：400 件 有効回収数：162 件（有効回収率：40.5%）

(3) パブリックコメントの実施

令和4年1月に、計画案を公表し、市民からの意見募集を行いました。

第 2 章

障害者等の現状

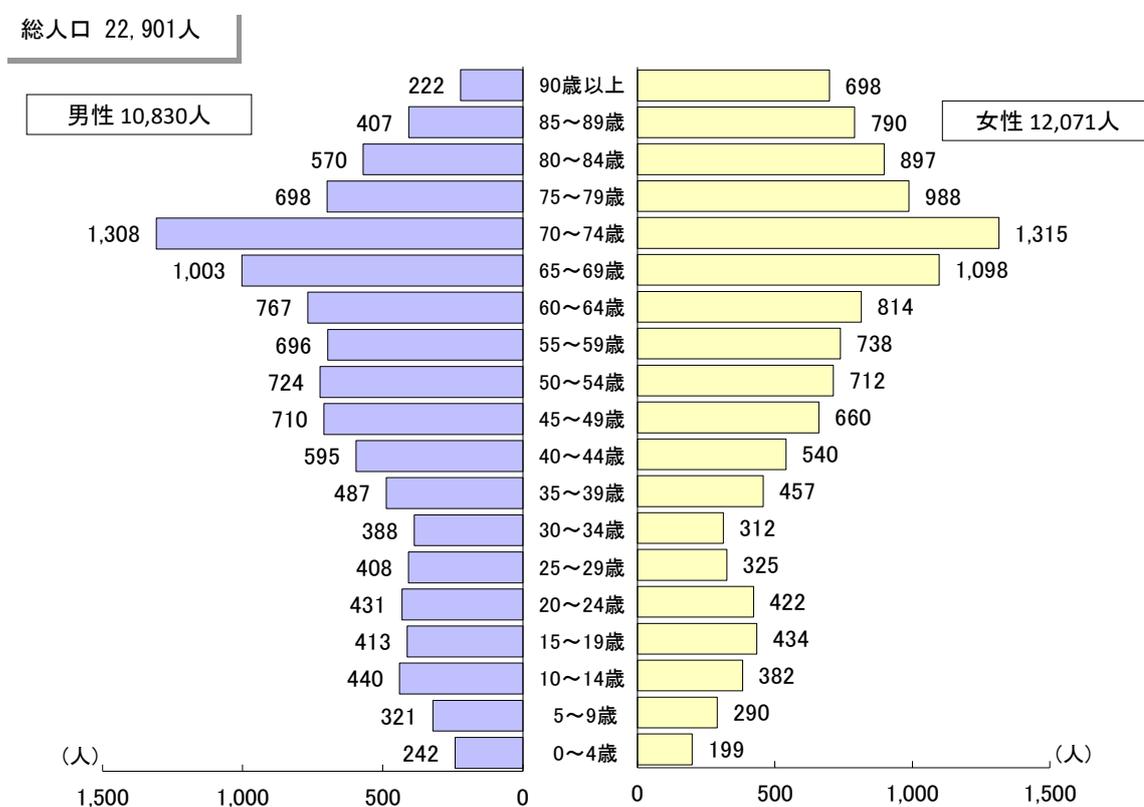
1 人口動態

(1) 人口構造

本市の人口は、令和3年10月1日現在で、男性10,830人、女性12,071人、合計22,901人です。

年齢階層別に見ると、いわゆる団塊の世代を含む70～74歳が最も多くなっており、今後5年間でこの階層が順次後期高齢期に達することから、後期高齢者数の増加が見込まれます。

人口ピラミッド（令和3年10月1日現在）

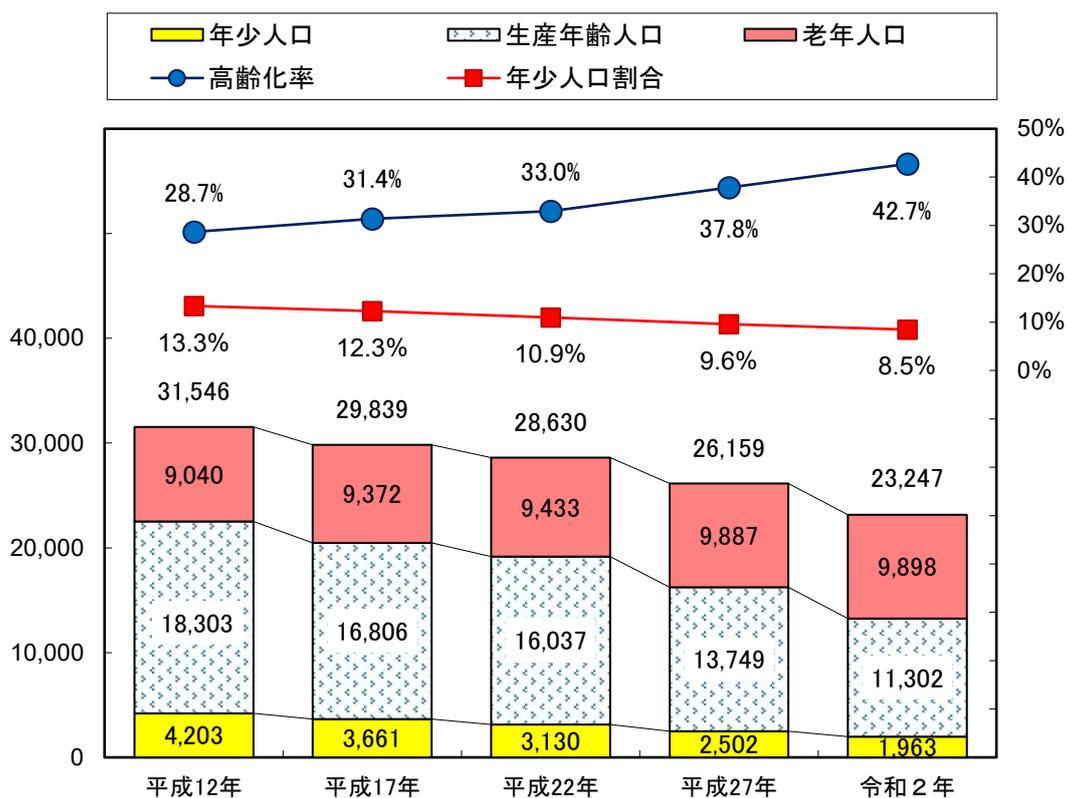


資料:住民基本台帳

(2) 年齢3区分人口の推移

平成12年以降の年齢3区分人口の推移を見ると、年少人口（15歳未満）及び生産年齢人口（15歳～64歳）が減少を続ける一方で、老年人口（65歳以上）は増加を続けており、少子高齢化が進んでいることがわかります。令和2年10月1日現在の高齢化率は42.7%となっています。

年齢3区分人口と高齢化率等の推移



※総人口には年齢不詳人口を含む
 ※各年10月1日現在

資料：国勢調査

2 身体障害者の現状

(1) 等級別身体障害者手帳所持者数の推移

本市の身体障害者手帳所持者数は、令和3年度4月1日現在 1,405人で、年によるばらつきはありますが、平成29年度からの4年間で183人(11.5%)減少しています。

等級別に見ると、1級が最も多く、令和3年度は400人と、全体の28.5%を占めています。

等級別身体障害者手帳所持者数の推移 (単位：人)

等級	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
1級	442	447	418	406	400
2級	229	234	220	213	215
3級	314	306	283	267	285
4級	404	408	377	344	335
5級	96	100	97	83	79
6級	103	106	101	97	91
合計	1,588	1,601	1,496	1,410	1,405

※各年度4月1日現在

資料：美祢市地域福祉課

(2) 障害種別身体障害者手帳所持者数の推移

障害種別に見ても、年によるばらつきはありますが、平成29年度に比べると、いずれも減少しています。最も多いのは肢体不自由で、令和3年度は735人と、全体の52.3%を占めており、内部障害が464人(33.0%)でそれに続いています。

障害種別身体障害者手帳所持者数の推移 (単位：人)

障害種別	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
視覚障害	91	94	86	84	86
聴覚・平衡機能障害	128	133	125	113	109
音声・言語障害	12	11	10	11	11
肢体不自由	861	857	818	761	735
内部障害	496	506	457	441	464
合計	1,588	1,601	1,496	1,410	1,405

※各年度4月1日現在

資料：美祢市地域福祉課

3 知的障害者の現状

本市の療育手帳所持者数は、令和3年度4月1日現在 281 人で、ここ数年横ばい傾向にあります。障害程度別に見ると、中軽度のB判定が 172 人と多く、全体の 61.2%を占めています。

障害程度別療育手帳所持者数の推移 (単位：人)

障害程度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
A 判定	117	117	116	108	109
B 判定	162	163	170	169	172
合計	279	280	286	277	281

※各年度4月1日現在

資料：美祢市地域福祉課

4 精神障害者の現状

本市の精神障害者保健福祉手帳所持者数は、令和3年度4月1日現在 251 人で、等級別に見ると、2級が 123 人と最も多く、令和3年度は全体の 49.0%を占めています。

また、平成29年度からの推移を見ると、年によるばらつきはありますが、1級は減少、2級と3級は増加傾向にあり、全体で見ると 32 人（14.6%）増加しています。

等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移 (単位：人)

等級	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
1 級	64	68	58	50	54
2 級	113	118	133	122	123
3 級	42	57	64	66	74
合計	219	243	255	238	251

※各年度4月1日現在

資料：美祢市地域福祉課

5 難病患者の現状

「難病」とは、「難病の患者に対する医療等に関する法律」により「発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの」をいいます。

平成26年12月までは、難病のうち130の疾患が国の難治性疾患克服研究事業の対象となっており、その中で、56の疾患が医療費助成制度の対象となっていました。また、子どもの慢性疾患のうち、治療期間が長く、医療費負担が高額となる小児がんなどの特定の疾患については、514疾患（11疾患群）が医療費助成制度の対象となっていました。

平成27年1月1日からは、「難病の患者に対する医療等に関する法律」と「改正児童福祉法」の施行により、新しい医療費助成制度が開始され、順次、対象疾病の拡大が図られました。令和3年11月1日から、医療費助成制度の対象となる指定難病は338疾病、小児慢性特定疾病は788疾病となっています。

本市における令和2年度末の特定医療費（指定難病）受給者証の所持者は243人、小児慢性特定疾病医療受給者証の所持者は26人となっています。

一方、平成25年4月からは、難病等が障害者総合支援法の対象となり、障害福祉サービスが受けられるようになっていきます。当初は「難病患者等居宅生活支援事業」の対象疾病と同じ130疾病が対象となっていました。当初は「難病患者等居宅生活支援事業」の対象疾病と同じ130疾病が対象となっていました。上記指定難病及び小児慢性特定疾病の対象疾病の見直しを受け、障害者総合支援法の対象疾病も、平成27年以降段階的に拡大が図られています。令和3年11月1日からは、366疾病が対象となっています。

特定疾患医療受給者証所持者数などの推移

(単位：人)

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
特定医療費(指定難病)受給者証所持者数	236	237	230	243
小児慢性特定疾病医療受給者証所持者数	20	23	23	26

※各年度末現在

資料：山口県健康福祉部健康増進課

6 障害児の就学の状況

(1) 特別支援学級及び通級指導教室の状況

市内の特別支援学級及び通級指導教室の状況は以下のとおりです。

特別支援学級及び通級指導教室の状況

区 分			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
特別支援学級	知的障害	小学校	学級数	5	4	5	5	4
			児童数	8	6	10	10	10
		中学校	学級数	2	1	3	4	3
			生徒数	2	2	1	4	3
	自閉症・情緒障害	小学校	学級数	8	7	6	7	7
			児童数	10	9	10	11	9
		中学校	学級数	3	4	2	4	4
			生徒数	6	8	5	9	11
	肢体不自由	小学校	学級数	2	2	1	1	1
			児童数	3	3	1	1	1
	肢体不自由	中学校	学級数	0	0	1	1	1
			生徒数	0	0	2	2	2
	難聴	小学校	学級数	1	1	1	0	0
			児童数	1	1	1	0	0
中学校		学級数	0	0	0	1	1	
		生徒数	0	0	0	1	1	
小計			学級数	21	19	19	23	21
			児童・生徒数	30	29	30	38	37
通級指導教室	小学校	教室数	1	1	5	5	5	
		児童数	31	34	34	36	38	
	中学校	教室数	1	1	1	1	1	
		生徒数	7	8	8	7	9	
	小計		教室数	2	2	6	6	6
			児童・生徒数	38	42	42	43	47
合計			学級・教室数	23	21	25	29	27
			児童・生徒数	68	71	72	81	84

※各年5月1日現在

資料：美祢市教育委員会事務局学校教育課

(2) 特別支援学校への就学状況

県内の特別支援学校への就学状況は以下のとおりです。

特別支援学校への就学状況

学校名	所在地 (市町村)	美祢市からの在学者数(人)			
		小学部	中学部	高等部	計
山口県立宇部総合支援学校	宇部市	7	8	9	24
うち美祢分教室在学者数	美祢市	5	4	1	10
山口県立山口総合支援学校	山口市	1	2	2	5
山口大学教育学部附属特別支援学校	山口市	1	0	0	1
山口県立周南総合支援学校	周南市	0	1	1	2
合 計		9	11	12	32

※令和3年5月1日現在

資料：美祢市地域福祉課

7 障害者の雇用の現状

(1) 企業の障害者の雇用状況

令和2年6月1日現在、宇部公共職業安定所管内にある企業の障害者の雇用状況は以下のとおりで、法定雇用率（2.2％）を達成している企業は184社中112社で、達成率は60.9％となっています。

なお、民間企業における障害者の法定雇用率は、令和3年3月1日から2.3％に引き上げられています。

企業の障害者雇用状況（宇部公共職業安定所管内）

企業数	労働者数 (人)	障害者数 (人)	雇用率 (%)	法定雇用率 達成企業数	法定雇用率達成 企業の割合(%)
184	31,782.0	724.5	2.28	112	60.9

※令和2年6月1日現在

資料：山口労働局

※障害者数には、重度障害者(実人数×2)及び重度以外の障害者を含む。

※短時間(週所定労働時間20時間以上30時間未満)労働者1人は0.5人として集計

(2) 市の行政機関における障害者の雇用状況

令和3年6月1日現在、市の行政機関における障害者雇用率は、市長部局で2.84％、教育委員会で2.87％となっており、いずれも法定雇用率（市長部局：2.6％、教育委員会：2.5％）を達成しています。

市の行政機関における障害者の雇用状況

部 局	職員数 (人)	対象職員数 (人)	障害者数 (人)	障害者雇用率 (%)
市長部局	431	351.5	10	2.84
教育委員会	130	104.5	3	2.87
上下水道局	20	20.0	0	0.00
病院事業局	352	257.0	6	2.33
総計	933	737.0	19	2.58

※令和3年6月1日現在

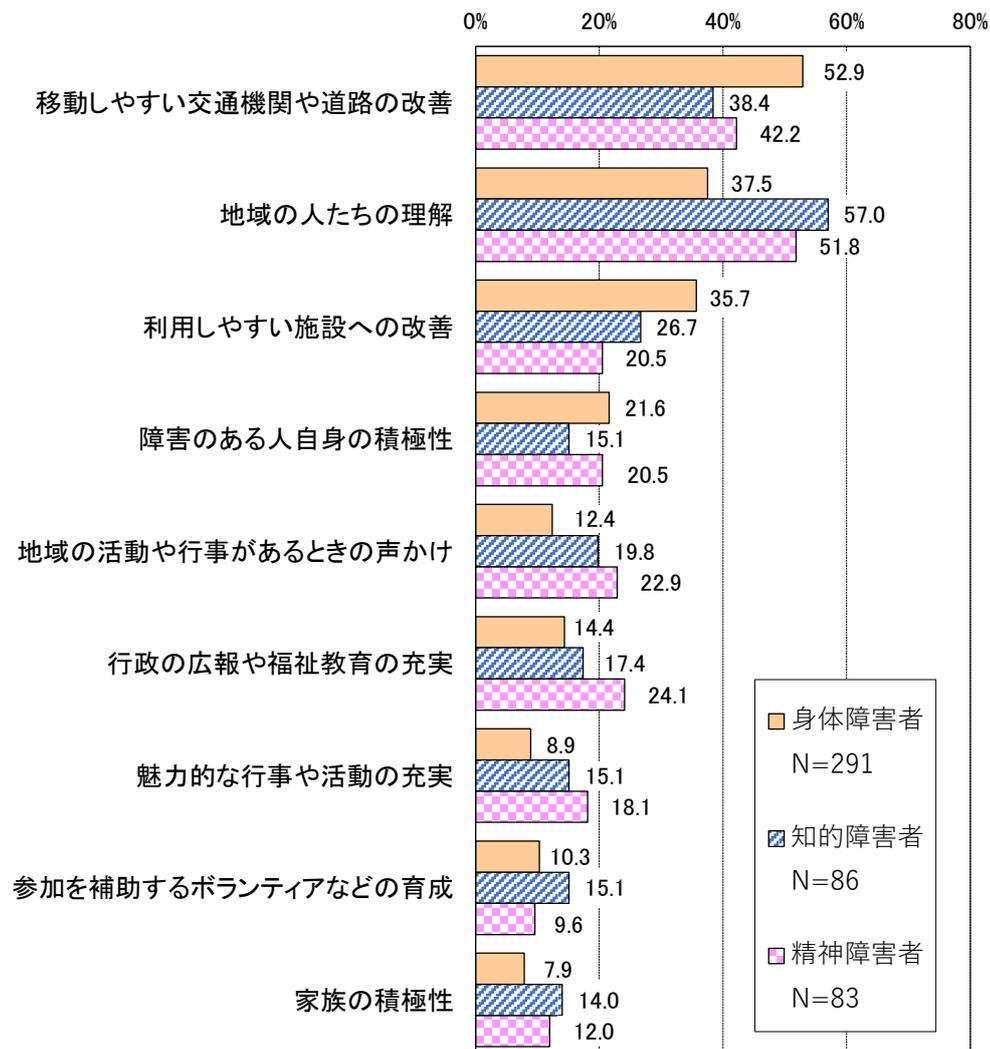
資料：美祢市総務部総務課

※職種による除外率算定により、対象職員数調整あり

8 アンケート調査結果に見る障害者のニーズ等

(1) 障害のある人が住みなれた地域で暮らしていくのに大切だと思うこと

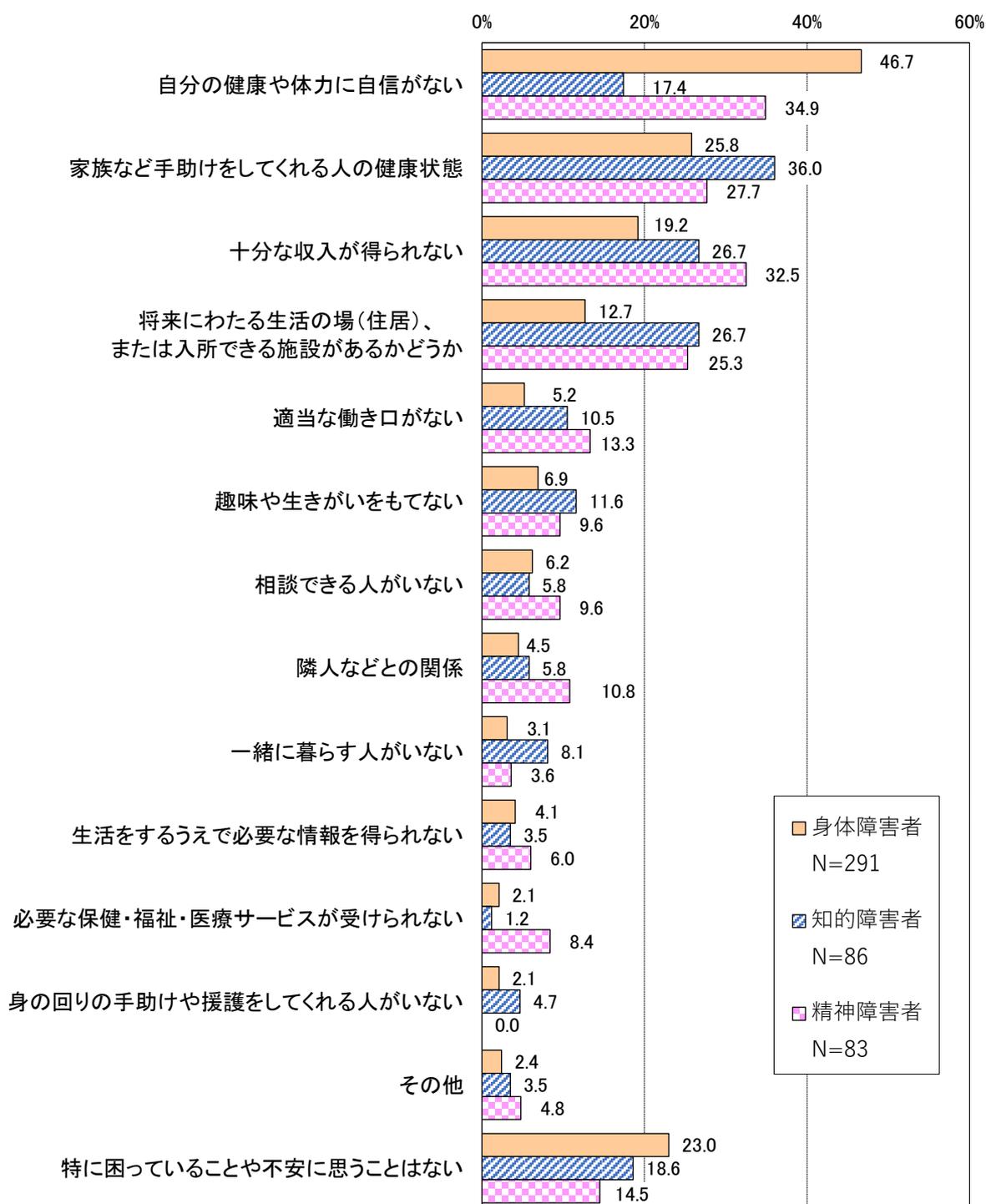
身体障害者では「移動しやすい交通機関や道路の改善」(52.9%)、知的障害者と精神障害者では「地域の人たちの理解」(知的：57.0%、精神：51.8%)がそれぞれ最も高い割合となっています。



(2) 困っていることや不安に思っていること

身体障害者と精神障害者では「自分の健康や体力に自信がない」（身体：46.7%、精神：34.9%）、知的障害者では「家族など手助けをしてくれる人の健康状態」（36.0%）がそれぞれ最も高い割合となっています。

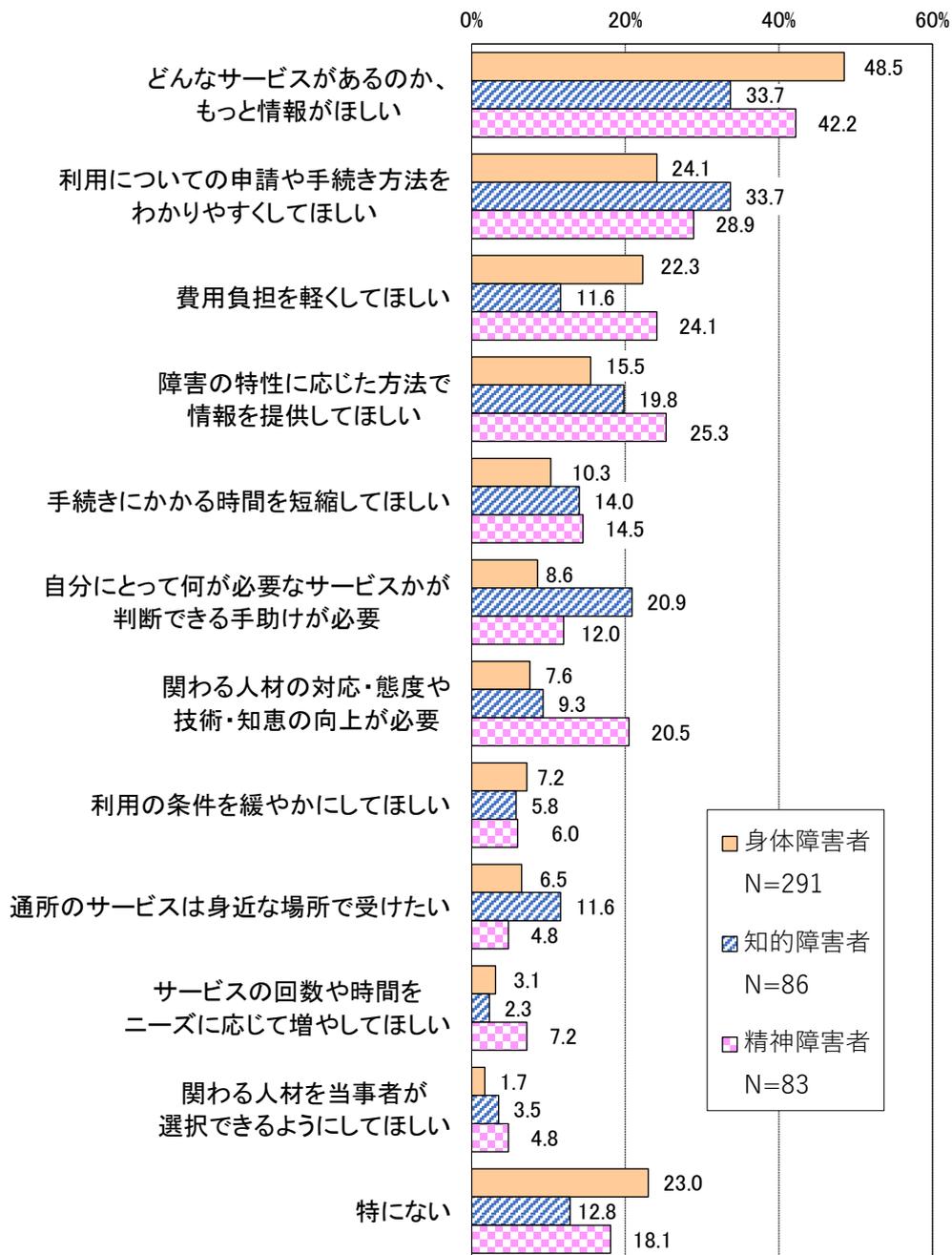
また、知的障害者では「十分な収入が得られない」と「将来にわたる生活の場（住居）、または入所できる施設があるかどうか」（ともに 26.7%）、精神障害者では「十分な収入が得られない」（32.5%）が2番目に高い割合となっています。



(3) 福祉サービスの利用について感じていること

いずれの障害種別においても「どんなサービスがあるのか、もっと情報がほしい」（身体：48.5%、知的：33.7%、精神：42.2%）と「利用についての申請や手続き方法をわかりやすくしてほしい」（身体：24.1%、知的：33.7%、精神：28.9%）が上位を占めています。

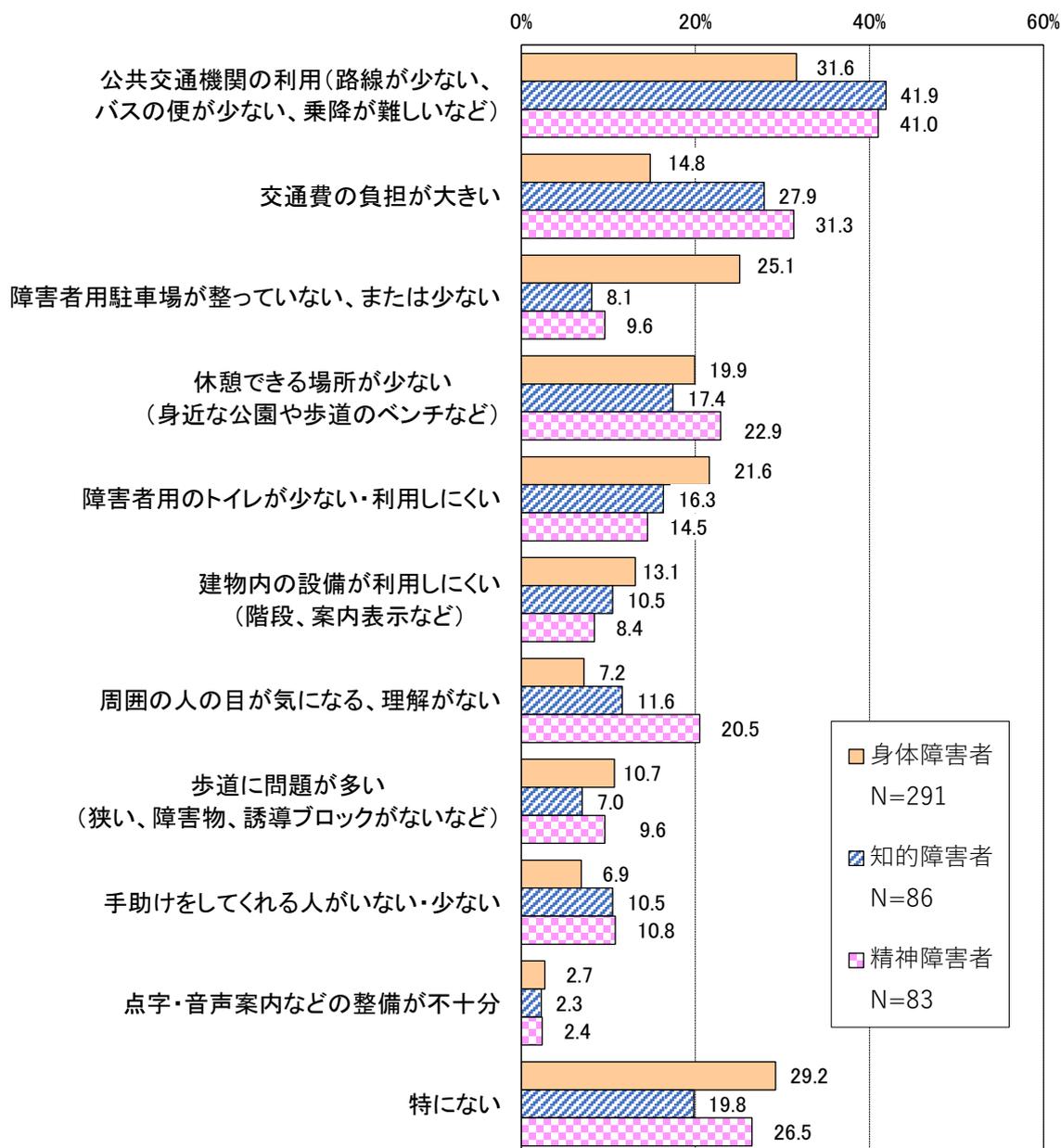
また、身体障害者では「費用負担を軽くしてほしい」（22.3%）、知的障害者では「自分にとって何が必要なサービスかが判断できる手助けが必要」（20.9%）、精神障害者では「障害の特性に応じた方法で情報を提供してほしい」（25.3%）という回答がそれぞれ第3位となっています。



(4) 外出のとき、困ること

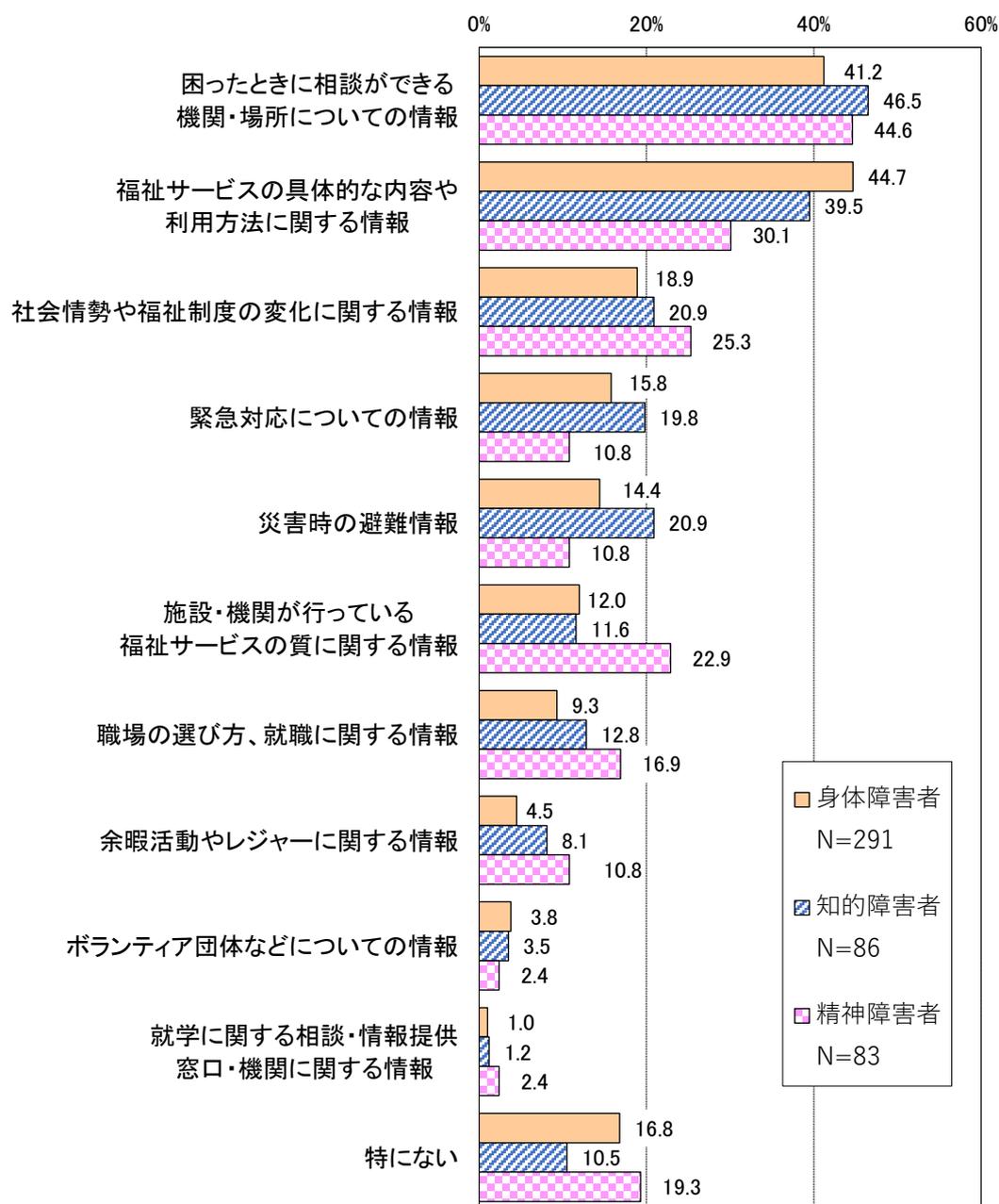
いずれの障害種別においても「公共交通機関の利用（路線が少ない、バスの便が少ない、乗降が難しいなど）」が最も高い割合となっています。

また、身体障害者では「障害者用駐車場が整っていない、または少ない」（25.1%）、知的障害者と精神障害者では「交通費の負担が大きい」（知的：27.9%、精神：31.3%）がそれぞれ2番目に高い割合となっています。



(5) 今後、充実して欲しい情報

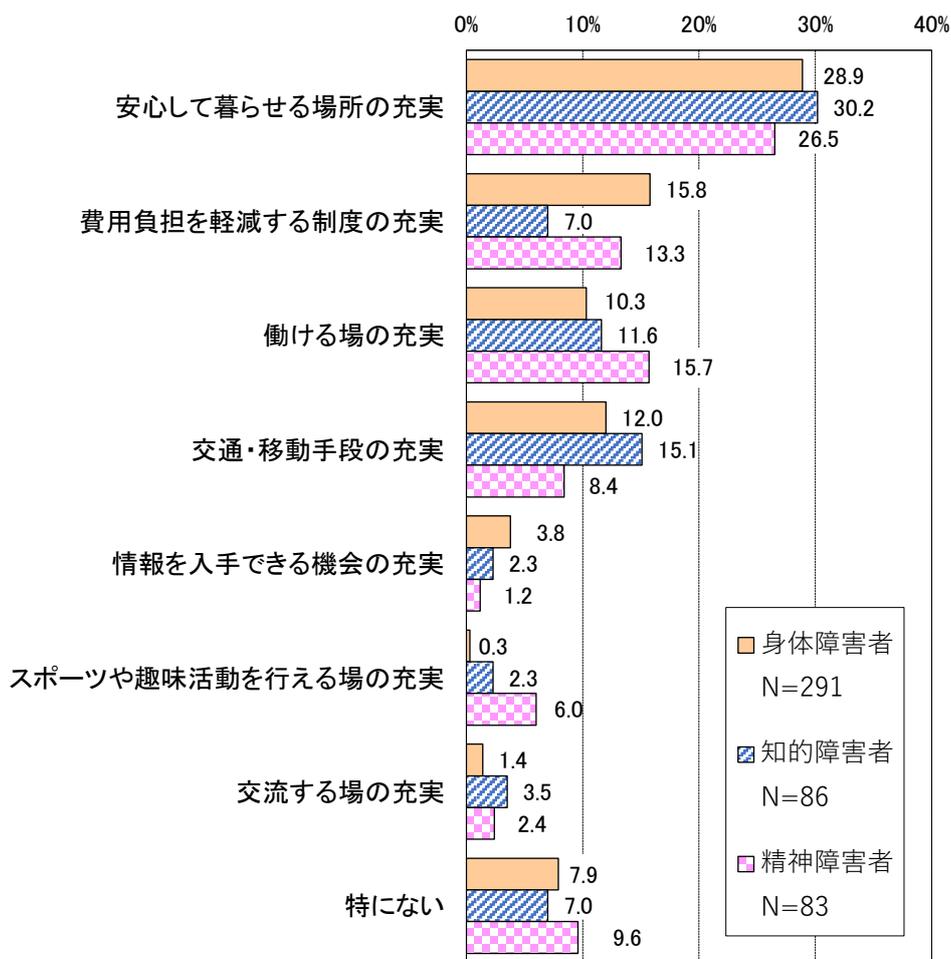
いずれの障害種別においても「困ったときに相談ができる機関・場所についての情報」（身体：41.2%、知的：46.5%、精神：44.6%）と「福祉サービスの具体的な内容や利用方法に関する情報」（身体：44.7%、知的：39.5%、精神：30.1%）という回答割合が高くなっています。



(6) 美祢市に求める福祉

いずれの障害種別においても「安心して暮らせる場所の充実」(身体：28.9%、知的：30.2%、精神：26.5%) が最も回答割合が高くなっています。

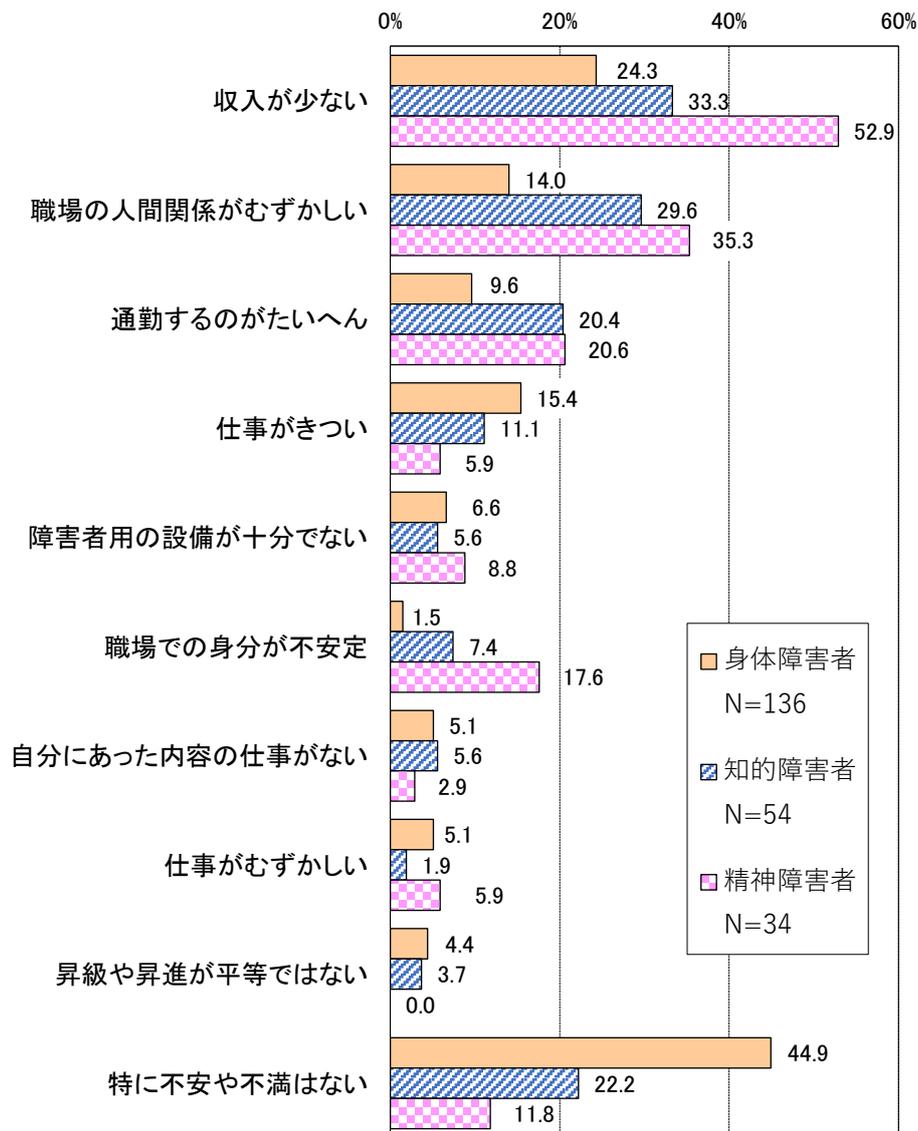
また、身体障害者では「費用負担を軽減する制度の充実」(15.8%)、知的障害者では「交通・移動手段の充実」(15.1%)、精神障害者では「働ける場の充実」(15.7%) という回答がそれぞれ2番目に高い割合となっています。



(7) 仕事をするうえで不安や不満を感じることもあるか(働いている人のみ)

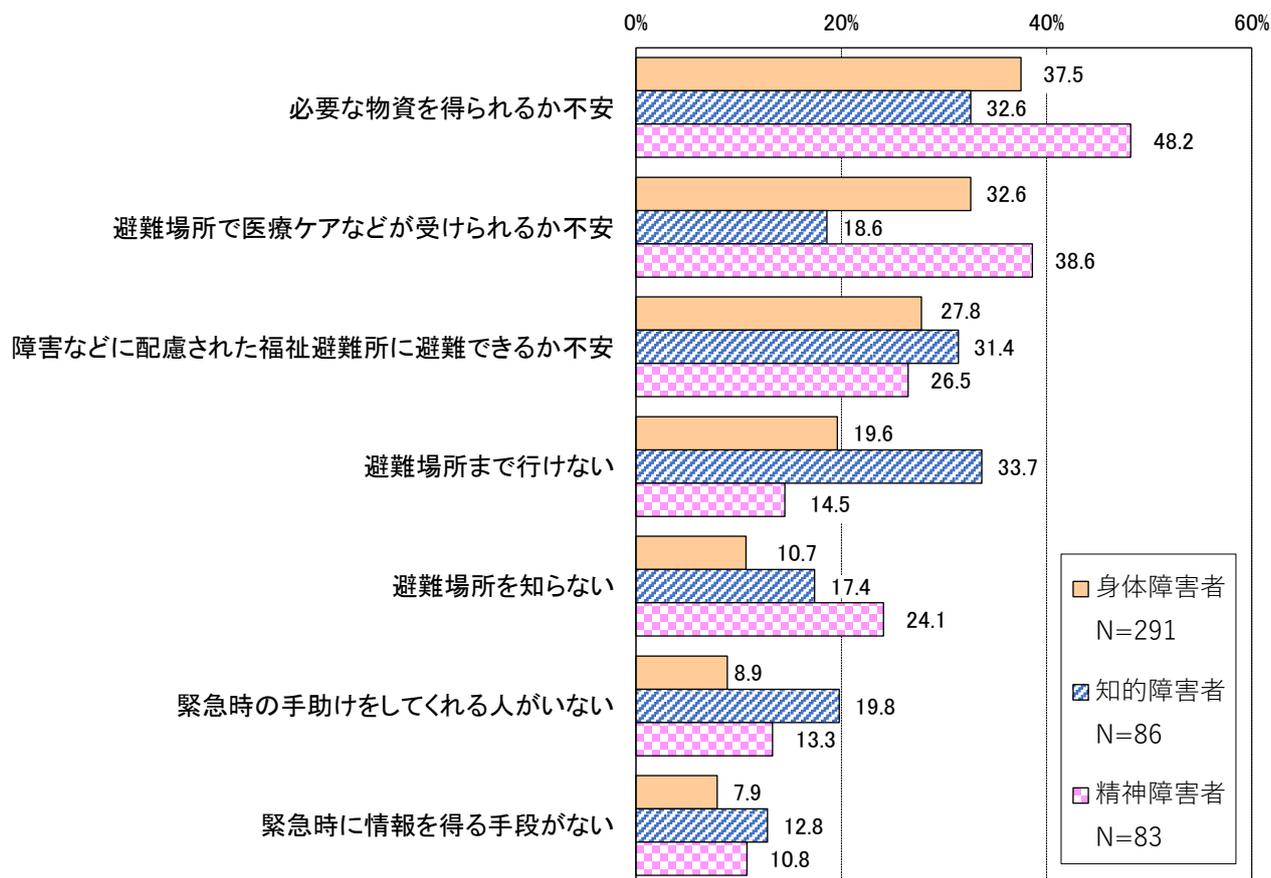
仕事をするうえで「特に不安や不満はない」と回答した人の割合は、身体障害者(44.9%)に比べ知的障害者(22.2%)と精神障害者(11.8%)ではその割合が低くなっています。

また、不安や不満の内容では、いずれの障害種別についても「収入が少ない」と回答した人が最も多くなっており(身体:24.3%、知的:33.3%、精神:52.9%)、知的障害者と精神障害者については、身体障害者に比べ「職場の人間関係がむずかしい」(身体:14.0%、知的:29.6%、精神:35.3%)という回答割合が高くなっています。



(8) 台風や地震等の災害などに困ること

身体障害者と精神障害者では、「必要な物資を得られるか不安」(身体：37.5%、精神：48.2%) という回答割合が最も高く、「避難場所で医療ケアなどが受けられるか不安」(身体：32.6%、精神：38.6%) がそれに次いで高い割合となっていますが、知的障害者では「避難場所まで行けない」(33.7%) という回答割合が最も高くなっています。



第 3 章

計画の基本的な考え方

1 計画の基本目標

前計画では、「住み慣れた地域で だれもが安心して暮らせる まちづくり」を基本目標に掲げ、「地域（住民一人ひとり）」「障害のある人」「関係機関」という三者の力の結集による相乗効果で、その実現を図ることとしてきました。

本計画においても、その基本目標を引き継ぎつつ、国が推進する「地域共生社会」の実現に向け、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや制度の縦割りを超えた包括的な支援体制の構築を目指します。

住み慣れた地域で だれもが安心して暮らせる まちづくり

2 計画の基本方針

上記基本目標を実現するため、前計画同様、以下の3つの基本方針を掲げ、各種施策の推進を図ります。

★基本方針1

ともに支え合うまちづくり ～共生のまちづくりの推進～

共生社会の実現には、市民全体が障害や障害のある人への正しい理解を深める必要があります。一方で、障害のある人には積極的な社会参加を促すなど、相互で意識向上に努めることが必要です。また、だれもが気軽に外出ができ、地域で活動できるよう、ユニバーサルデザインの考え方を活かしたまちづくりを進めるとともに、地域住民との連携のもと防災・防犯体制を整えるなど、ともに支え合うまちづくりを推進します。

★基本方針2

安心して暮らせるまちづくり ～地域生活の支援体制の充実～

個々の障害の特性に応じたきめ細かなサービスの提供に努めるとともに、身近なところで気軽に相談が受けられる体制の充実を図るなど、地域全体で障害のある人とその家族を支援します。また、保健・医療・福祉の連携を強化し、適切な保健・医療サービス等を充実するとともに、障害の原因となる疾病等の予防、障害の早期発見・早期対応など、地域で安心して暮らせる支援体制の強化を図ります。

★基本方針3

いきいきと自分らしく社会参加できるまちづくり

～自立支援と社会参加の促進～

障害のある児童生徒等の可能性を最大限に引き出すため、それぞれの障害の特性に応じた適切な療育及び教育体制の充実に努め、また、障害のある人がその能力や適性に応じて働くことにより経済的に自立し、社会に貢献できるよう、多様な形態の就労の場や職域の拡大を促進します。自ら関心のある活動に積極的に参加し、多くの人とふれあうことで、いきいきと自分らしく社会参加できるまちづくりを推進します。

3 計画の施策体系

本計画では、前計画同様、3つの基本方針に関連付けた9つの施策項目ごとに、現状と課題及び今後の取り組みを定めます（第4章）。



第4章

施策の現状と課題及び今後の取り組み

【基本方針1】 ともに支え合うまちづくり

～共生のまちづくりの推進～

■■ 基本方針実現のためのイメージ図 ■■

めざす将来像

だれもが地域の中で 互いに認め合い ともに支え合って
安全に暮らす 環境が整っています

■ めざす将来像を実現するために何が必要？

障害を
知る

障害の特性を知り、障害に対する理解を深めましょう。
障害のあるなしに関わらずさまざまな活動に参加し、交流の
機会をつくりましょう。

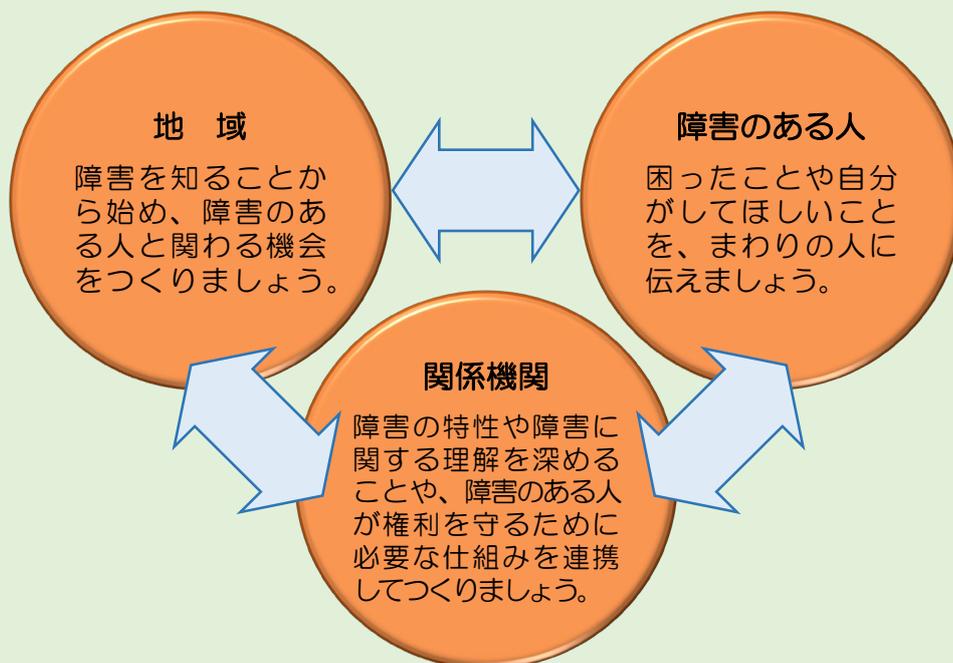
権利を
守る

障害を理由とした差別や虐待をなくしましょう。
自分のことは自分で決めるという思いを大切にしましょう。
自分で決めることが難しい人には、お手伝いをします。

安全に
暮らす

障害があっても、出かけやすい場所や使いやすい施設などを
増やす取り組みをしましょう。
地震や台風など災害が起きた時、困らないようにしましょう。

■ それぞれの立場で取り組みましょう
(その時々によって、立場は変わります)



1 理解の促進《障害を知る》

障害のあるなしに関わらず、すべての人がかけがえのない個性をもった一人の人間として尊重されなければなりません。しかし、障害や障害者に対する理解不足や誤解から生じる差別や偏見は依然存在しています。

すべての市民が、分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、各種広報媒体・行事・イベント、さらには身近な地域、学校、職場の活動を通じて障害や障害者についての理解促進を図ることが重要です。

また、地域における障害への理解の促進のためには、子どもから高齢者まで様々な年代において、住民同士がふれあい、つながりをつくっていくことが重要です。ふれあうことにより、お互いが理解しあい、価値観や経験の共有を通じて認めあい、支えあえる関係を築いていくことができます。

現状と課題

本市では、障害に関する正しい知識や障害のある人への理解を深めるため、リーフレットや市の広報、ホームページなど情報発信の充実を図ってきました。また、平成28年4月の障害者差別解消法の施行により、同法に規定される対応要領を策定するとともに、市ホームページ等で同法の趣旨・内容や求められる「合理的配慮」の具体例を示すなど、障害者差別解消法の周知・啓発と障害者差別解消の推進に取り組んできました。

しかし、本計画の策定にあたって実施した障害者手帳所持者に対するアンケート調査結果を見ると、日常生活において、差別や偏見、疎外感を「よく感じる」「ときどき感じる」と答えた人の割合は全体の28.9%となっており、知的障害者と精神障害者では40%を超える高い割合となっています（図1参照）。また、差別や偏見、疎外感を感じる場面については、「仕事や収入面」のほか、精神障害者では「隣近所づきあい」、身体障害者では「街角など外での人の視線」と答えた人の割合が高いなど、障害種別による差異も見られます（図2参照）。

今後、ますます障害者の社会参加が進む中で、あらゆる場面での差別がなくなるよう、引き続きさまざまな広報媒体や行事等をとおして幅広い啓発・広報活動を粘り強く継続的に行い、障害者について正しい理解や認識を深めていく必要があります。

さらに、できるだけ早い時期からの人権教育・福祉教育を積極的に推進する必要があります。本市の小中学校では、教育活動全体をとおして、様々な人権問題について正しく理解し、これらの解決に向けて具体的な実践ができる力を育成することをめざして人

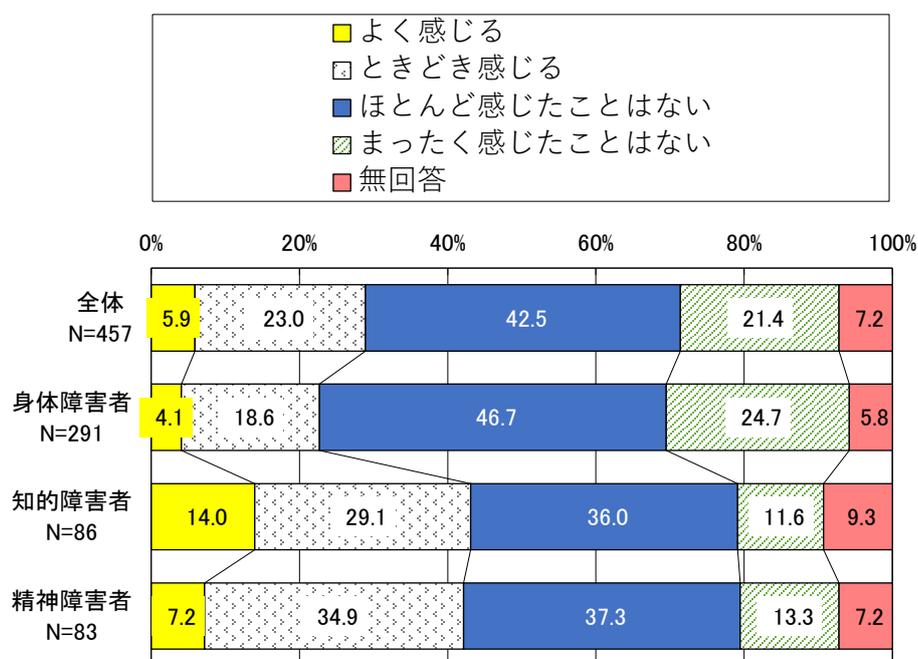
権教育を進めています。また、総合的な学習の時間等を活用して、各学校の実態に応じて福祉に関する学習活動を実施しており、障害に対する理解や福祉について学ぶ機会を設けています。

今後も、児童や生徒が障害について理解し、障害のある子もない子ともに充実した学校生活を送れるよう、これらの取り組みを継続するとともに、市や各障害者団体が、小中学校での福祉教育へ関わっていく方策について検討する必要があります。

一方、障害者が家庭や地域の中で安心して暮らし続けていくためには、在宅生活を支援する公的サービスの充実だけでなく、障害者やその家族のことを地域で理解し、お互いに支え合う社会を築くことが重要です。しかし、少子高齢化の進展、個人の意識やライフスタイルの多様化等により、近年、住民の地域への関心や住民同士のつながりが希薄化し、地域活動の担い手が固定化、高齢化している現状があります。

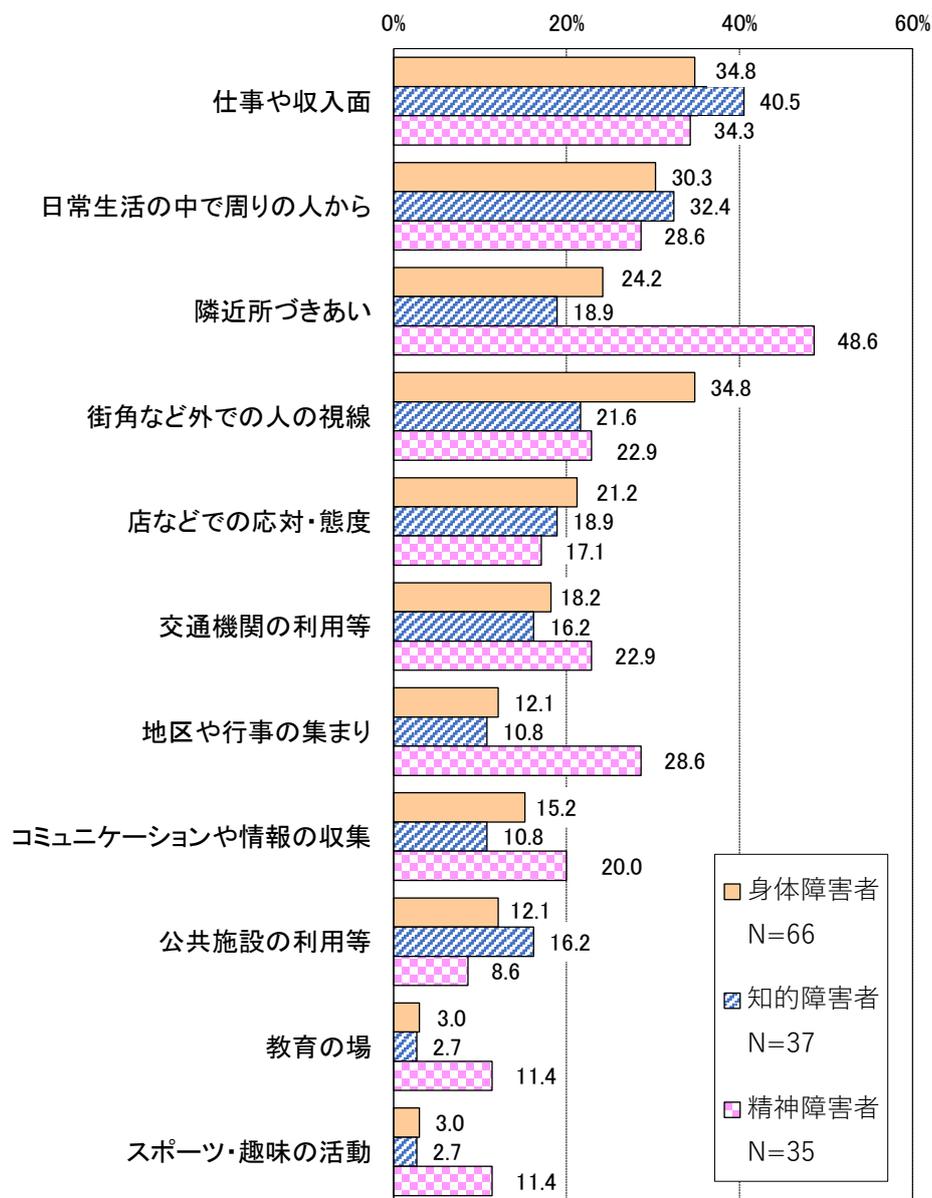
障害のある人への偏見や理解不足、また障害の特性による他者とのかかわりづらさなどから、地域での活動には多くの課題があり、障害者の地域活動への参加状況は低調です。しかし、地域住民の障害への理解を深めるためにも、障害のある人が様々な地域活動に参加し、交流をさらに広げるための環境をつくらなければなりません。そのためには、障害のある人が地域社会の一員として地域への関心を高めていくことも重要です。

図1 日常生活において、差別や偏見、疎外感を感じることもあるか



資料：アンケート調査結果

図2 どのような場面に、差別や偏見、疎外感を感じたか



資料：アンケート調査結果

今後の取り組み

① 市の広報や啓発パンフレット等による啓発・広報活動の充実

国、県などの啓発パンフレットを有効的に活用するとともに、市の広報やホームページ等を利用した啓発・広報活動や啓発資料の作成、配布に努め、障害特性や障害者とコミュニケーションを図る上での留意点など、障害者に対する理解の促進を図ります。

② 「障害者週間」等の周知

「障害者週間（12月3日～12月9日）」、「障害者の日（12月9日）」及び「障害者雇用支援月間（9月）」の周知を図りながら、障害者に対する理解の促進に努めます。

③ 人権教育・福祉教育の充実

幼い頃から人権や社会福祉に関心を持ち、自ら考え、行動する力を養うために、幼児教育、学校教育の中で一貫した人権教育・福祉教育の充実に努めます。

また、障害者への正しい理解を深めるために、小中学校における障害者やその団体との交流や社会福祉施設等でのボランティア体験学習の実施に努めます。

④ 生涯学習における福祉講座等の充実

障害者福祉に対する住民の関心を一層高めるため、人権・福祉分野の講座や講演会の充実を図ります。

⑤ あいサポート運動*の推進

障害や障害のある人への正しい理解を深めるため、市民に対してあいサポート運動の周知や広報を進め、あいサポーターの増加に努めます。

※あいサポート運動とは

だれもが、多様な障害の特性、障害のある人が困っていること、障害のある人への必要な配慮を理解して、障害のある人に対してちょっとした手助けや配慮を実践することにより、障害のある人が暮らしやすい地域社会をつくっていく運動です。平成21年11月に鳥取県で始まり、山口県でも平成27年8月から運動を推進しています。

あいサポート研修を受講した人には「あいサポートバッジ」が配布されます。このバッジを着用することにより、障害のある人が気軽に声をかけやすくなります。

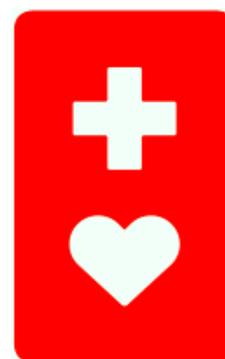


⑥ヘルプマーク・ヘルプカードの配布・広報活動の実施

義足や人工関節を使用している人、内部障害や難病の人など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている人々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、ヘルプマーク・ヘルプカードの配布・広報活動を行います。

あなたの支援が必要です。 ヘルプカード  美祿市	記入日： 年 月 日 のりめ 氏名 住所 生年月日 年 月 日 血液型(型) Rh + - 障害名・病名など：
	かかりつけ医療機関： Tel： - - (主治医：) 薬： 緊急連絡先 連絡先① 氏名 (続柄) Tel： 連絡先② 氏名 (続柄) Tel：

【ヘルプカード】



【ヘルプマーク】

⑦啓発イベントと交流の充実

福祉事業所や関係団体との連携により障害のある人の地域活動への参加を促進します。また、広報活動を強化して福祉事業所や関係団体で実施している地域との交流イベント等の活動を周知し、参加者の拡大を図ります。

さらに、障害のある人が参加できるサークルや趣味の活動、ボランティア団体等の情報を積極的に提供し、活動の促進に努めます。

⑧地域の活動・行事や集まりの中での交流の促進

障害者が地域で自立した生活を送るために、地域の行事や集まりの中で、障害者の地域生活について共に考える機会が増えるよう、地域で行われる行事等に、障害のある人が積極的に参加し、交流の輪がさらに広がるよう促します。

⑨ボランティア活動の促進

美祿市社会福祉協議会と連携し、市内を中心に活動するボランティア団体等の情報提供を行うとともに、各種市民活動の情報発信を行うことで市民のボランティア活動等に対する関心や理解を深め、市民活動の活性化を図ります。

2 権利擁護の推進《権利を守る》

すべての住民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合える社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消の推進に取り組みるとともに、障害者虐待防止法に基づく障害者虐待の防止や、判断能力やコミュニケーション能力に障害がある人の権利や財産などを守る取り組みを進める必要があります。

現状と課題

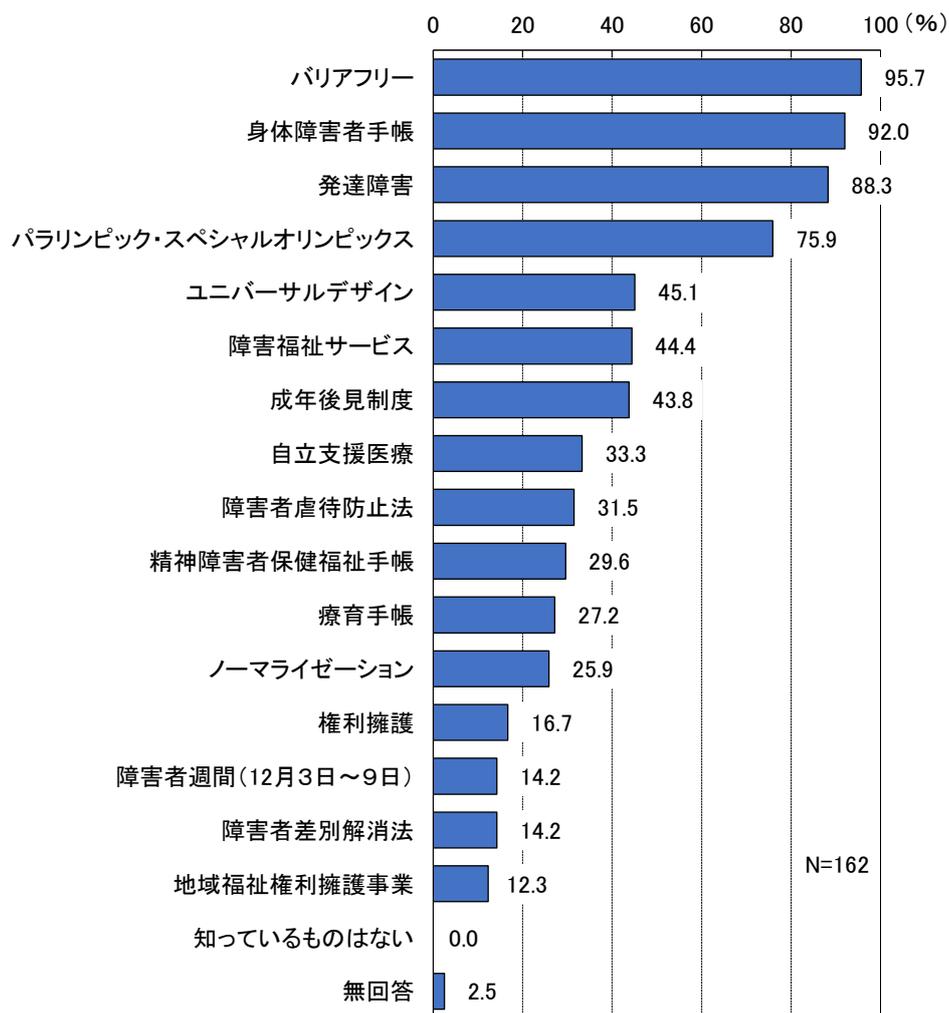
平成24年10月の障害者虐待防止法の施行に伴い、本市では地域福祉課の窓口に加え、美祢市障害者虐待防止センターを設置し、障害者の虐待に関する相談を受け付けていますが、市民アンケートの結果を見ると、障害者虐待防止法の認知度は高いとは言えません（図3参照）。今後も、家庭、障害者福祉施設、職場において虐待を見つけた人には市町村等に通報の義務があることや、早期発見、早期通報と相談が虐待の深刻化を防ぐことにつながることの周知・啓発を行い、障害者が地域の中で尊厳をもって暮らせる社会の実現を図る必要があります。

また、判断能力やコミュニケーション能力に支障がある知的・精神障害者は、財産管理や生活上のさまざまな権利侵害を受けることが想定されるため、これらの障害者の権利や財産などを守る取り組みが必要です。このような障害者の権利や財産を守るための制度として、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業がありますが、これらの関連制度についての認知度はまだまだ低く（図3参照）、利用者も少ない状況にあります。障害者の場合、親亡き後の地域生活において、権利擁護及び財産管理支援は必要不可欠です。

今後、高齢化とともに一人暮らしの障害者がさらに増加していくことや、障害者の地域生活への移行が進むことも見据えて、これらの権利擁護にかかわる制度を広く周知するとともに、より利用しやすいネットワークの構築に取り組むことが必要です。

さらに、障害を理由とする差別の解消の推進を図るため、職員対応要領に基づき、市職員に対する研修及び啓発を行うとともに、事業者等に対する障害者差別解消法に関する知識普及のための啓発にも引き続き取り組む必要があります。

図3 障害者福祉に関する言葉の認知度(障害者手帳を持っていない人)



資料：アンケート調査結果

今後の取り組み

① 障害者への虐待防止

障害者虐待防止に関する啓発や美祢市障害者虐待防止センターに設置されている相談窓口の周知に努めるとともに、関係機関等との連携協力体制の整備を図り、虐待防止に努めます。

② 障害者の権利擁護の充実

「美祢市社会福祉協議会」と連携しながら、地域福祉権利擁護事業や成年後見制度の普及・啓発を推進し、活用を促進することにより、障害者の権利擁護の充実を図ります。

③権利擁護支援のための地域連携ネットワークの構築

権利擁護支援が必要な人を発見し、早期の段階からの相談や対応、意思決定支援等ができるよう、各専門職団体や関係機関等による地域連携ネットワークの構築、市民後見の推進に向けた取り組み、成年後見制度の周知に努めます。

④障害者差別解消の推進

国や県と連携しながら、障害者への差別解消に関する啓発に努めるとともに、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針に基づき、社会的障壁の除去の実施について合理的配慮を行い、障害を理由とする差別の解消を推進します。

3 環境整備の促進 《安全に暮らす》

障害者が安全に安心して生活できる環境は、すべての住民にとって安全で、便利で、快適な環境であるといえます。生活を営む上での物理的、社会的、制度的及び心理的なあらゆる障壁(バリア)を除去するだけでなく、障害者に対して配慮することを特別なこととせず、あらゆる人にとって暮らしやすい空間やまちを創出していくというユニバーサルデザインの考え方は、地域共生社会の理念にも通じるものがあります。

一方、近年、全国各地で地震や集中豪雨による土砂災害、河川決壊等の大規模災害による被害が絶えない現状に鑑み、災害対策基本法の一部改正がなされ、日頃から配慮が必要な人の中から、災害情報の入手が困難であったり、実際に一人で避難ができなかったりなど、何らかの特別な支援を要する人を「避難行動要支援者」と位置付け、いざという時に備え、平時から個別の支援体制を確立することが必要となっています。

そのためには、防災対策を通じ、地域住民全体で見守るコミュニティづくりの強化を図るとともに、要支援者の視点に立った対策を行い、障害者が安心して生活できるまちづくりの推進が重要です。

また、防犯対策や消費者被害の防止・救済も含め、障害者が地域社会において、安全に安心して生活することができるよう、防災・防犯対策を推進する必要があります。

現状と課題

本市では、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」や山口県福祉のまちづくり条例に基づき、公共施設の新築や改修等の際にはバリアフリー化を図っています。また、道路や主要な公共施設については順次改修を行っています。

アンケート調査結果を見ると、外出時に困ることとして、「公共交通機関の利用（路線が少ない、バスの便が少ない、乗降が難しいなど）」や「障害者用駐車場が整っていない、または少ない」「休憩できる場所が少ない（身近な公園や歩道のベンチなど）」「障害者用のトイレが少ない・利用しにくい」などの回答が多くなっており（P16 参照）、障害者の行動範囲を拡げ、社会参加を促進するためにも、公共交通機関の利便性向上等、外出しやすい環境づくりが重要です。

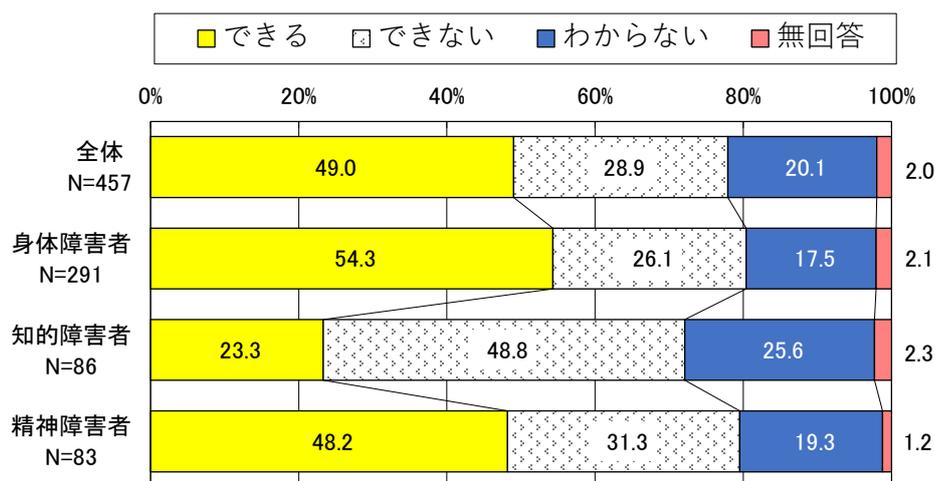
一方、防災対策については、「美祢市地域防災計画」に基づき、自主防災組織の育成や防災行政アプリや安全・安心メール、広報などを使った多様な情報伝達のための環境づくりなど、必要な基盤整備を図るとともに、避難行動要支援者名簿の整備を進め、要支

援者の居住地、身体状況、家族構成、保健福祉サービスの利用状況、緊急時の連絡先等の把握に努めています。また、災害時の避難所については、防災マップを全戸配布し、周知を行っています。

しかし、アンケート結果を見ると、災害時に一人で避難「できない」と回答した障害者は全体の28.9%、知的障害者に限れば48.8%と高い割合となっています(図4参照)。また、災害時に困ることとしては、「必要な物資を得られるか不安」「避難場所で医療ケアが受けられるか不安」「障害などに配慮された福祉避難所に避難できるか不安」という回答が多くなっています(P20参照)。

今後も、引き続き災害時における情報伝達体制の整備充実を図るとともに、避難行動要支援者の把握に努め、関係機関等の協力を得ながら個別の避難支援計画の策定を進め、避難体制の充実を図る必要があります。

図4 災害時に一人で避難できるか



資料：アンケート調査結果

今後の取り組み

① 道路・公共施設のバリアフリー化とユニバーサルデザインによるまちづくり

バリアフリー新法や山口県福祉のまちづくり条例の整備基準に適合するよう、段差の解消や手すりの設置等、公共施設のバリアフリー化を推進するとともに、すべての人々がいっそう安心して快適に生活できるよう、ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりに取り組んでいきます。

また、道路については、歩道の整備や段差切り下げ、視覚障害者誘導ブロック等の設置など、障害者や高齢者にとって安全で快適に歩行できるように、さらなるバリアフリー化に努めます。

② 福祉のまちづくりのための啓発活動の充実

福祉のまちづくりが、障害者をはじめ、すべての人々にとって暮らしやすいまちづくりであることの啓発に努めるとともに、視覚障害者誘導用ブロック上への駐車・駐輪、障害物の放置や、障害のない人による障害者用駐車区画の利用など、人の無理解やマナー違反によるバリアが生じることのないよう、啓発に努めます。

③ 「やまぐち障害者等専用駐車場利用証制度」の普及促進

車の乗り降りや移動に配慮の必要な障害者が、公共施設、店舗等の障害者用駐車場などに車をとめ、安全かつ安心して利用できるように支援する「やまぐち障害者等専用駐車場利用証制度」の周知を行い、利用の促進を図ります。

④ 災害の知識及び対処法についての啓発・広報

平時から市の広報やホームページ、防災パンフレット、ハザードマップなどの広報媒体を通じ、災害情報について必要な広報を行います。

また、避難行動要支援者名簿制度の更なる周知を図り、関係機関と連携し、災害に対する対処法についての啓発を行います。

⑤ 避難行動要支援者の情報把握と関係機関との連携

避難行動要支援者名簿の整備を進め、情報の更新・修正等を随時行い、民生委員・児童委員や自主防災組織、消防団、社会福祉協議会等との連携を図っていきます。

⑥ 情報伝達手段の確保と緊急通報連絡体制の整備充実

災害時においては、災害情報や避難情報が障害者や家族に確実に伝わるよう、防災行政アプリなど情報伝達手段の確保に努めます。

また、障害者やその家族が、緊急時に警察や消防署等の関係機関へ速やかに通報できるよう、緊急通報連絡体制の整備に努めます。

⑦地域防災における連携強化

自治会等の地域の実情に応じて組織化ができるようその推進に努めるとともに、自主防災組織の育成に取り組みます。

また、市民との防災情報を共有化することで自助・共助の精神を養い、自主防災組織、消防機関等との連携に努めます。

⑧避難所等情報の周知と整備充実

避難所については、災害が発生した場合の開設時期や避難方法等も含め、その周知を図り、避難体制の強化に努めます。

また、避難物資の備蓄や医療品等の調達、障害特性に応じたバリアフリー化や資機材の整備に努めます。

⑨防犯対策の充実

地域の自主的な防犯活動の充実を図るとともに、防犯パトロール車による巡回活動を行い、安全なまちづくりを推進します。

⑩消費者トラブルの防止

障害者やその家族等から消費生活にかかる相談を受け付けるとともに、消費者トラブルに関する啓発を行い、障害者の消費者被害の未然防止、拡大防止に努めます。

また、必要に応じ成年後見制度の情報提供を行います。

【基本方針2】 安心して暮らせるまちづくり

～地域生活の支援体制の充実～

■■ 基本方針実現のためのイメージ図 ■■

めざす将来像

だれもが必要なときに 適切な保健・医療・福祉サービスを利用し 安心して暮らす 環境が整っています

■ めざす将来像を実現するために何が必要？

相談
す

いろいろな困ったことを、相談できるようにしましょう。すべての年代で、必要な手助けが受けられるようにしましょう。

地域で
暮らす

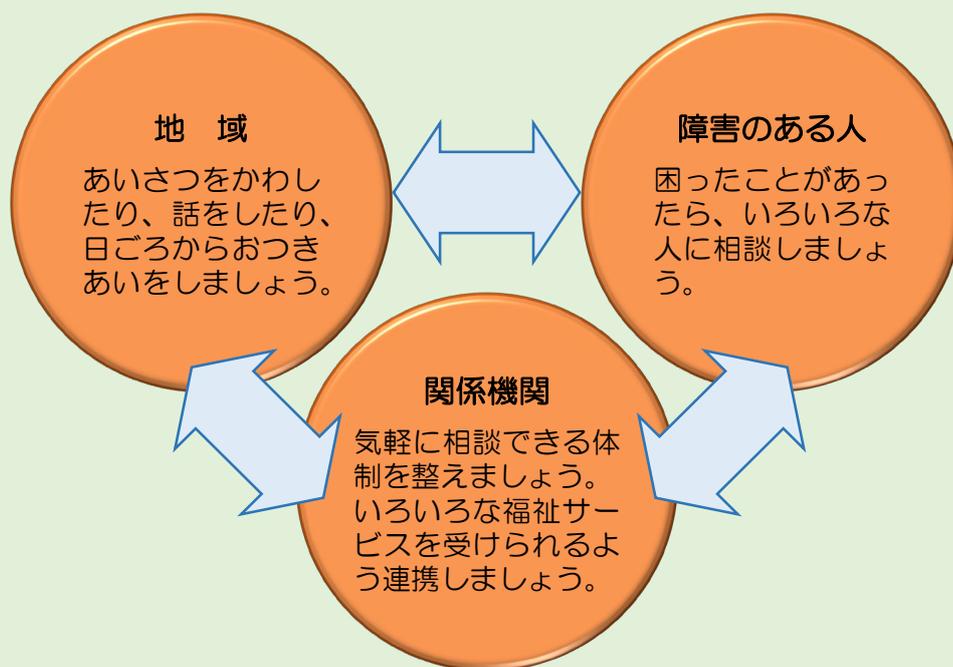
住み慣れた身近な地域で暮らせるように、福祉サービスや障害年金、手当などいろいろな制度を利用しましょう。

健康を
保つ

一人ひとりに合った心や体の健康が保てるよう適切な医療を受けるようにしましょう。

■ それぞれの立場で取り組みましょう

(その時々によって、立場は変わります)



1 相談支援体制の充実《相談する》

障害者の持つ悩みや問題は、その障害者の障害部位や障害程度、生活環境、年齢などいろいろな要因によって異なります。家族や友人・知人のいる地域で安心して暮らしていくためには、日常生活で抱える諸問題を身近に相談でき、適切な助言を受けられる相談体制の確立が必要であり、個々のケースに対応できる専門的な情報の提供が重要となります。

現状と課題

本市では、地域福祉課の相談窓口のほか、市内の1事業所に相談支援事業を委託し、障害者とその家族からの相談に対応しています。また、障害者相談員（身体障害者相談員、知的障害者相談員）を配置して、身近な地域での支援にあたっています。

今後さらに多様化することが予想される障害者とその家族のニーズに応え、適切にサービスを組み合わせ、自立を支援していくためには、身近な地域で一人ひとりにあったケアマネジメントを行える相談支援体制の整備と障害者福祉に係る各機関の連携強化を図る必要があります。地域の社会資源間のネットワークの核となる「美祢市地域自立支援協議会」は、その設置以来、地域の関係機関によるネットワークの構築と連携の強化を図っていますが、今後もさらなる充実が望まれます。

また、今後充実して欲しい情報を尋ねたアンケート調査結果を見ると、いずれの障害種別においても「困ったときに相談ができる機関・場所についての情報」と「福祉サービスの具体的な内容や利用方法に関する情報」という回答が多くなっており（P17参照）、引き続き、これら福祉サービスや相談窓口の周知に努める必要があります。

今後の取り組み

① 相談支援体制の充実

障害福祉サービス等の円滑な運用及びサービスの質の向上を図るため、相談者の年齢や障害の種類・程度など、一人ひとりの状況や生活のあり方などに対応した、柔軟で適切な情報提供及び相談支援体制の充実を図ります。

また、リーフレットや市の広報等により、障害に関する相談機関や窓口の周知に努めます。

② 障害者ケアマネジメント体制の充実

単に障害福祉サービスの提供という側面にとどまらず、障害者のライフサイクルを見据え、一人ひとりのニーズに応じたサービス等利用計画を作成し、福祉・保健・医療・教育・就労が一体となった生活支援が実現できるよう、障害者のケアマネジメントを行うことができる相談支援体制の充実を図ります。

③ 「美祢市地域自立支援協議会」を核とした関係機関の連携の強化

「美祢市地域自立支援協議会」を地域の社会資源間のネットワークの核とし、この地域が抱えている障害者支援の課題の解決や困難事例への対応のあり方に関する協議を通して、地域の関係機関によるネットワークの構築と連携の強化、さらには地域資源の開発を促進します。

2 生活支援の充実《地域で暮らす》

障害者施策の目指すところは障害者が住み慣れた身近な地域で尊厳をもって自分らしく安心して生活できる体制を構築することにあります。このため、利用者本位の考え方に立って、個々の障害者の多様なニーズに対応する生活支援体制の整備とサービスの量的・質的充実に努め、すべての障害者が安心して地域での生活を送れるような支援体制を確立することが必要です。

また、障害者やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、福祉制度や生活に関するさまざまな情報を必要なときに手に入れることができる情報提供の充実が必要ですが、情報提供にあたって、情報の取得やコミュニケーションに特に障壁がある視覚障害者や聴覚障害者への配慮が必要であることは言うまでもありません。情報技術等を活用した情報バリアフリー化の推進を図り、障害者の自立と社会参加を支援することが重要です。

現状と課題

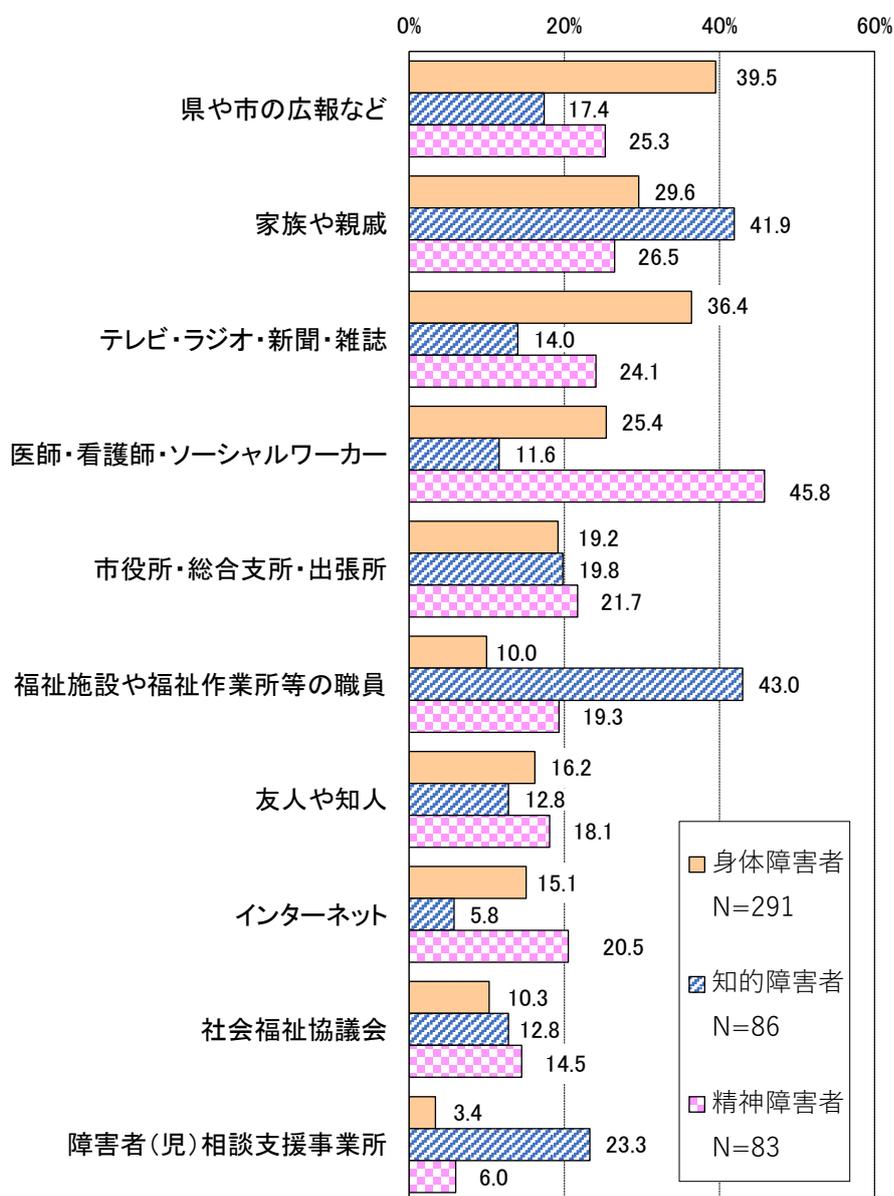
障害者が地域で安心して生活するためには、いつでも必要に応じて福祉サービスが受けられる環境にあることが重要です。特に、在宅生活が家族による支援のみに頼ることなく、重い障害のある人も安心して暮らせるよう、訪問系サービスや短期入所、日中一時支援の充実を図る必要があります。

また、障害者が地域で孤立することなく、その人らしく生活するためには、日中の活動の場を充実させるとともに、移動手段の確保と外出のための移動支援の充実を図る必要があります。本市では、障害者の社会参加を積極的に進めるため、福祉タクシーの助成や、視覚障害者や肢体不自由で単身では外出できない障害者への外出時における移動支援事業を行っており、今後も同行援護など移動支援を目的とした障害福祉サービスとともに充実を図る必要があります。

なお、障害福祉サービス等の提供にあたっての国・県の基本方針として、施設入所・入院から地域生活への移行を推進することが定められていますが、本市においては、地域移行支援・地域定着支援の利用が少ない状況が続いています。精神障害者の地域移行支援については、地域移行までに長い期間が必要であり時間を要するという現実があるほか、アパート等賃貸契約時の手続きや金銭管理をはじめとする退院後のさまざまな課題への対応や不規則な時間帯や夜間の相談に対応するなど、在宅生活を総合的に支える仕組みの構築が必要です。

また、本市では、市の広報やホームページによってサービス等の周知を図っていますが、アンケート調査結果をみると、障害のことや福祉サービスに関する情報の入手方法として最も回答割合が高かったのは「県や市の広報」で、情報入手に「インターネット」を活用している割合は低く（図5参照）、障害者の中にまだ十分に普及しているとは言えない状況にあります。しかし、行動の制約を伴う障害者にとって、ホームページや電子メールは非常に有効な情報収集・コミュニケーションの手段となっていることから、障害による利用機会等の格差が生じないように配慮し、情報のバリアフリー化を推進するとともに、インターネット等の利用啓発も含め、障害者がインターネットを活用し必要な情報を容易に得ることができる生活の実現を図る必要があります。

図5 障害のことや福祉サービスに関する情報の入手先(上位10項目抜粋)



資料：アンケート調査結果

今後の取り組み

① 介護給付体制の充実

居宅介護等訪問系サービスの必要量の確保を図るとともに、常時介護を必要とする重度障害者や医療的なケアが必要な人など、障害者の多様な介護ニーズに対応できる体制整備に努めます。

② 短期入所（ショートステイ）・日中一時支援の提供体制の充実

在宅で生活している障害者が家族の急病等で在宅での対応が困難なときや、障害者を日常的に介護している家族の一時的な休息や就労のため、短期入所、日中一時支援の提供体制の充実に努めます。

③ 移動支援等の充実

障害者の社会活動の範囲の拡大と日常生活の利便を図るため、福祉タクシーの助成を継続するとともに、その周知に努めます。

また、外出時における「移動支援」については、適切に利用できる体制を整え、支援の充実に努めます。

④ 補装具・日常生活用具の給付

障害者の日常生活を容易にするための補装具購入費、修理費及び貸与費の一部を支給します。また、障害者の日常生活の便宜を図るため、日常生活用具の給付を行います。

⑤ 年金・手当制度の周知

障害者の所得保障のため、障害基礎年金等の公的年金制度や特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当等の各種手当制度の周知に努めます。

⑥ 入所・入院から地域生活への移行に対する支援の充実

入所施設や精神科病院から地域への移行と定着を促進するための相談窓口の周知に努めるとともに、医療機関や関係機関との連携を図り、地域生活への円滑な移行を支援します。

⑦多様な手段による情報提供の充実

各種のサービス情報や施設情報、団体情報、イベント情報など、保健、医療、福祉、教育に関する様々な情報資料については、個人情報の保護に配慮しながら、住民の誰もが手軽に入手できるよう、市の広報や市ホームページ、市公式 SNS を活用した情報提供のさらなる充実に努めます。

⑧市ホームページのウェブアクセシビリティ^{*}の確保

市のホームページが障害者を含めた誰もが利用できるものとなるよう、ウェブアクセシビリティに取り組みます。

※ウェブアクセシビリティとは

高齢者や障害者など心身の機能に制約のある人でも、年齢的・身体的条件に関わらずウェブで提供されている情報にアクセスし利用できることをいいます。

具体的には、文字の色やコントラスト、リンクの文字数や設定の仕方、読み上げソフト利用への配慮などが求められます。

3 保健・医療の充実《健康を保つ》

障害には、先天性のものと事故や疾病、生活の環境等から生ずる後天性のものがあり、それぞれについて、早期発見、早期治療、早期療育体制を充実するとともに、後天性のものについては特に予防面を強化する必要があります。

また、障害者には、定期的な医療を必要とする人が少なくなく、その障害のために健康面での問題を抱えている人も多い状況です。特に難病の人は療養が長期にわたるため精神的・経済的な面にも配慮した保健・医療事業の実施が求められています。

さらに、障害を軽減し自立を促進するためには、リハビリテーションが重要な役割を果たしており、その一層の充実が必要です。

現状と課題

身体障害者の障害の原因は後天性疾病によるものが多く、中でも脳血管疾患、心疾患を原因とするものや、糖尿病の進行を起因とする腎疾患によるものが増加しています。このような生活習慣病の重症化を予防するため、市民が自分の健康に関心を持ち、健康診査を受け、その結果に基づき自己管理ができるように支援することが大切です。

また、先天的な疾病や障害についても、早期に発見し、適切な治療、療育に結び付けることで障害の軽減や基本的な生活能力の向上を図ることができます。その意味で、妊婦や乳幼児に対する健康診査、疾病や発達に関する検査や相談といった母子保健事業も大切です。

精神疾患についても、正しい知識を持つことで、発病を予防し、初期の段階で気づき、早期に医療につながることで、重症化の防止も可能となります。しかし、精神障害に対する理解はまだまだ十分とは言い難く、根強い偏見も残っており、早期治療に結びついていない現状があります。今後も引き続き、メンタルヘルスについての普及・啓発と併せて精神障害に対する偏見をなくしていく取り組みが必要です。

一方、障害者にとっての医療及びリハビリテーションの充実は、病気の治癒だけでなく、障害者の日常的な活動を促進し、社会参加を容易にするためにも不可欠です。特に、障害の早期発見、障害の重複化・重度化及び高齢社会の進展、医療技術の進歩等により、治療だけでなくリハビリテーション、保健指導、看護、介護等に対するニーズは大幅に増大し、質的にも高度化、多様化してきています。定期的な医学管理を必要とする障害者の増加や、障害に伴う二次障害の予防に対応するためにも、医療機関をはじめとする関係機関と連携しながら、障害者の健康管理や医療の充実を図る必要があります。

今後の取り組み

① 妊産婦に対する保健事業の充実

妊娠に対して、健康状態を定期的に確認するための妊婦健診の助成をし、妊娠中の健康管理等の充実に努めます。

② 乳幼児期における疾病や障害の早期発見・早期治療・早期療育の推進

乳幼児健診により乳幼児の成長発達を確認し、必要に応じて訪問指導や相談で発達を促すような関わりや保護者支援の充実に努めます。

また、必要に応じて専門医療機関への受診勧奨や療育機関の紹介を行い、疾病や障害の早期発見、早期治療、早期療育を推進します。

③ 生活習慣病の予防と早期発見・早期治療の促進

特定健診と保健指導により生活習慣病の予防と早期発見・早期治療を図るとともに、若いうちからの予防重視の健康づくり事業を展開し、生活習慣病及びそれに起因する障害の予防に努めます。

④ 精神疾患等の予防と早期発見・早期治療の促進

ストレス対策や心の健康づくりなどを促進し、精神疾患の発症を予防するとともに、保健事業やかかりつけ医等との連携による精神疾患や障害の早期発見・早期治療を促進します。

⑤ 精神保健知識の普及・啓発と心の健康づくりの推進

精神的なストレスをため込むことなく解消できるよう、家庭や学校、地域や職場において、心の健康づくりを推進し、精神保健の知識及び精神障害者への正しい理解について普及・啓発を行います。

また、思春期は人格形成上重要な時期であり、ひきこもり、不登校などさまざまな精神保健上の課題が表面化しやすいという事実を踏まえ、スクールカウンセリングの充実に努めるとともに、県の「ひきこもり地域支援センター」とも連携し、ひきこもりに悩む本人とその家族の支援を図ります。

⑥ 障害者の保健に関する情報提供と特定健診の受診勧奨

障害者の健康づくりや保健に関する情報提供の充実を図るとともに、障害者も受診しやすい健診体制の整備に努め、障害者の受診を勧めます。

⑦ 医療及びリハビリテーションの充実

難病患者の特定疾患医療費助成制度や、重度心身障害者医療費助成制度、自立支援医療制度の利用を促進し、医療費の負担軽減を図るとともに、公費負担・助成制度等についての運用を継続していきます。

また、症状や状況に応じた治療、障害の実態にあったリハビリテーション等が適切に受けられるよう、医師会や周辺の医療機関との連携を図り、治療と二次障害の予防に努めます。

【基本方針3】 いきいきと自分らしく社会参加できるまちづくり

～自立支援と社会参加の促進～

■■ 基本方針実現のためのイメージ図 ■■

めざす将来像

だれもが社会の中で 個性を生かし 生きがいを持って
自分らしく暮らす 環境が整っています

■ めざす将来像を実現するために何が必要？

働く

障害があっても働くことができるよう、いろいろな手助けを
しましょう。
障害があっても会社で働く人が増えるようにしましょう。

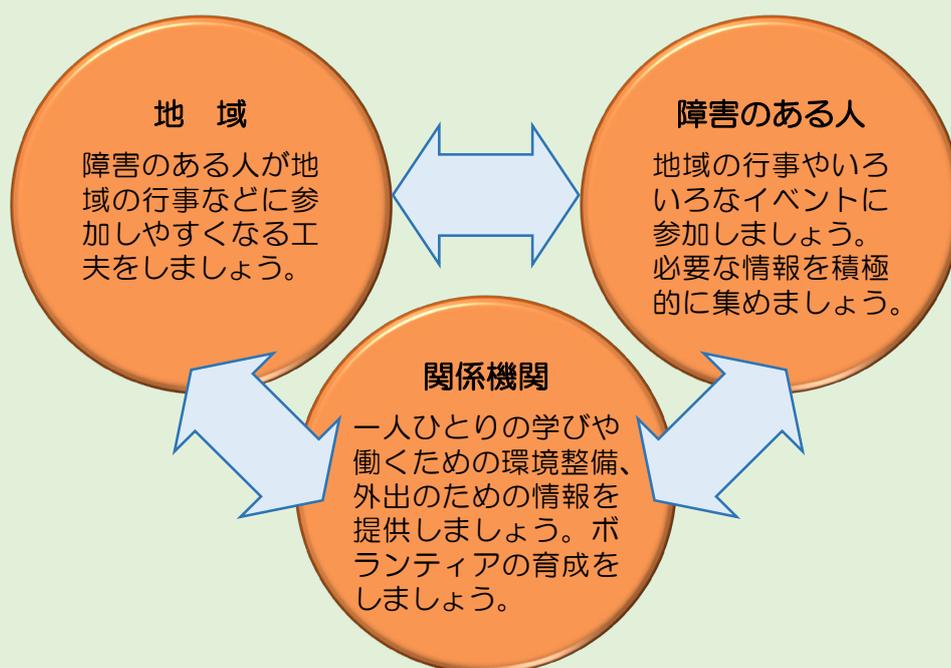
学ぶ

一人ひとりに合った教育が受けられるようにしましょう。
だれもが障害について学ぶことができるようにしましょう。

参加
する

障害のある人が外出しやすくなる手助けをしましょう。
いろいろな芸術活動やスポーツを楽しめるようにしましょう。

■ それぞれの立場で取り組みましょう (その時々によって、立場は変わります)



1 就労・雇用への支援《働く》

障害者とその適性と能力に応じた職業に就き、社会経済活動に参加することは、社会にとっても大変有益なことであり、障害者自身の生きがいにもなります。働く権利はすべての人に基本的な人権として認められており、働くことを望んでいる障害者の誰もがその適性と能力に応じた就業の機会を保障されなければなりません。そのためには、能力や障害の状況に応じた職業能力開発の機会を確保するとともに、一般雇用はもちろん、福祉的就労を促進するなど、障害者の雇用機会の拡大を図る必要があります。

現状と課題

「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、事業主に対して、その雇用する労働者に占める障害者の割合が一定率（法定雇用率）以上になるよう義務付けており、平成30年4月からは、それまでの身体障害者、知的障害者のほか、精神障害者についても法定雇用率の算定基礎に加えることとなり、法定雇用率も令和3年3月から民間企業2.3%、国及び地方公共団体2.6%にそれぞれ引き上げられました。

また、平成25年6月の改正により、雇用の分野において、障害を理由とする差別的取扱いの禁止や、事業主に障害者が職場で働く際の支障を改善するための措置を義務付けるなど、雇用環境の整備が推進されています。

令和2年6月1日現在、宇部公共職業安定所管内にある企業全体の障害者の雇用率は2.28%で、60.9%が法定雇用率を達成しています（P12 参照）。今後も、企業・事業主に対して障害者雇用に関する啓発や情報提供を行うなど、障害者雇用を促進することが必要です。

障害者アンケート結果を見ると、働いていると回答した障害者のうち、正規の社員・職員として働いている人は少なく、特に知的障害者と精神障害者では、福祉施設（福祉作業所）に通っている人の割合が高いことがわかります（図6 参照）。

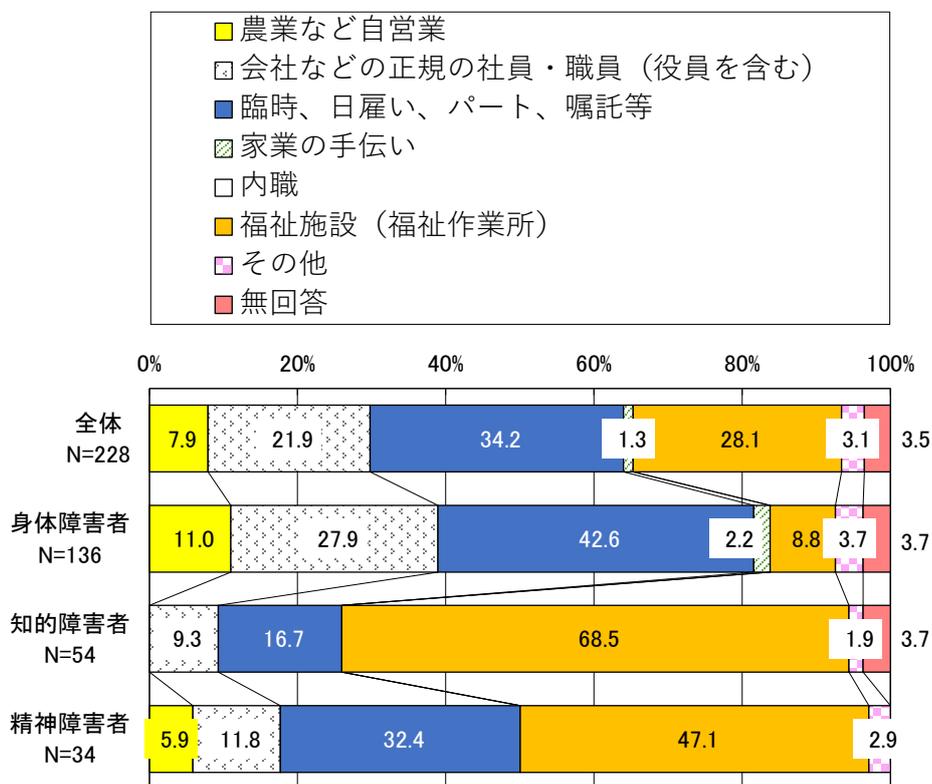
障害者の就労を促進するためには、それぞれが個性に合った仕事を選択できるよう、仕事内容や勤務条件（勤務時間・日数など）の多様化を図るとともに、周囲の人が障害者を理解する必要があります。仕事内容や勤務条件の多様化については、企業の理解と協力を求めるところが大きく、厳しい経済情勢の中で困難が予想されますが、働く意欲と能力のある障害者が当たり前で働ける社会をつくるためには、社会全体で障害者に適した仕事や労働環境づくりを工夫しようとする意識を高めていく必要があります。

また、障害者は就労先においてさまざまな問題を抱えていることが少なくありません。アンケート調査結果によると、「収入が少ない」「職場の人間関係が難しい」などの回答割合が特に高くなっています（P19 参照）が、就職してもそのまま職場に定着できるかどうか心配で、就職に積極的になれないという実態もあります。定着のための支援としては、障害福祉サービスの就労定着支援や各支援機関の職場訪問などがありますが、それでも職場に定着するという事は非常に難しい課題であり、さらなる支援の在り方の検討が必要となります。

一方、民間企業での雇用が困難な障害者にとって、いわゆる福祉的就労は、訓練を受ける場、また、働く場として重要な役割を果たしています。現在は就労継続支援A型やB型がその役割を担うサービスに位置づけられ、一般就労が困難な障害者に対する就労促進及び社会参加を進める施策として、重要な役割を担っています。

しかし、一般就労に比べると福祉的就労による工賃収入は低く、工賃向上が課題となっています。本市は、平成25年4月に施行された障害者優先調達推進法に基づき、毎年度、障害者就労施設等からの優先調達推進方針を定め、発注可能な業務について、できる限り福祉的就労を行っている事業所・作業所へ発注を行っています。今後もその発注拡大を図る必要があります。

図6 就労の形態や場所(働いている人のみ)



資料：アンケート調査結果

今後の取り組み

① 事業主等への啓発・広報

ハローワーク、障害者就業・生活支援センターなどの関係機関と協力し、障害者雇用に関わる各種助成、支援制度等の広報・啓発に努めます。

また、障害者トライアル雇用や短時間就労など、障害者が自らの状況に応じた多様な働き方ができるよう、事業主等の理解促進に努めます。

② 市役所における雇用の確保

障害者の雇用については、障害者の任用を適宜実施することで、就業の機会の確保に努めます。

③ 就労移行支援や就労継続支援の利用促進

就労移行支援事業の利用促進を図り、一般就労を希望する障害者に対する能力向上と就職への支援を促進します。また、一般就労が困難な人については就労継続支援A型、B型等のサービスを通じて就労の機会の提供と、就労に必要な知識や能力の保持・向上に向けたさらなる支援に努めます。

④ 就労支援関係機関との連携による就労支援体制の構築

美祢市地域自立支援協議会の就労支援部会において、ハローワークや障害者就業・生活支援センターと連携して、企業や関係機関とのネットワークのさらなる充実に努めます。

⑤ 就労定着支援の充実

就労定着支援（障害福祉サービス）の普及・啓発を行い、積極的な活用による障害者の職場定着を促進します。

また、障害者の就職後の悩み相談に対し、関係機関との連携のもと、障害者の就労定着の支援を行います。

⑥ 障害者就労施設等への支援

美祢市における障害者優先調達推進方針に基づき、庁内各部署において、障害者就労施設等への物品や役務の発注拡大に努めます。

2 教育・療育への支援《学ぶ》

身体障害や知的障害のほかに、近年、自閉症スペクトラムなどの発達障害またはその疑いのある子どもは年々増加傾向にあります。障害のある子どもや発達に課題のある子どもの保護者の多くは、さまざまな不安や悩みを抱えながら日々を過ごしています。周囲の無理解による孤独感、日々の介助に伴う介助疲れなど、余裕のない追いつめられた状況が生まれる危険性があります。そして、そのような状況をなくすためには、身近な地域において、困っていることに対する周囲からの支援が必要です。

また、ノーマライゼーションの理念からは、障害のある子どもも、障害のない子どもとできる限り共に教育を受けることが本来の姿です。障害のあるなしによって分け隔てられることなく、一人ひとりが相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向け、障害のある子どもが、合理的配慮の下、その年齢や能力に応じ、かつその特性を踏まえた十分な教育を可能な限り障害のない子どもと共に受けることのできる教育の仕組み（インクルーシブ教育システム）を構築しなければなりません。

現状と課題

乳幼児健診は、成長発達の確認、発達上の課題や障害の早期発見の機会であるとともに、保護者が育児などについて相談できる機会でもあります。一人で不安や悩みを抱え込まないように、健診の場で専門的な相談ができる体制の整備が必要です。

障害のある子どもや発達に課題のある子どもの療育については、児童発達支援センターや児童相談所、医療機関等の関係機関との連携により、障害の早期発見、早期療育に努めるとともに、医療のみならず、心理、保育、教育等総合的な療育体制の確保を図っており、痰の吸引などの医療的ケアが日常的に必要な子どもに対しての支援も求められています。また、子どもにとって、集団の中でのさまざまな体験は、その発達を促すことに有効であるといわれており、市内の保育園、認定こども園等では障害のある子どもや発達に課題のある子どもの受け入れに努めています。

一方、インクルーシブ教育システムにおいては、障害のある子どもが合理的配慮の提供を受けながら、障害のない子どもと同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある子どもに対して、自立と社会参加を見据えて、その時点での教育的ニーズに最適な指導が提供できる多様で柔軟な仕組みを整備することが重要です。小中学校における通常の学級、通級指導教室、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある「多様な学びの場」の充実を図る必要があります。

本市では、障害のある子どもの教育に関し、乳幼児期を含めた早期から随時、教育相談や就学相談を行うことにより、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加ができるように十分な教育が受けられるよう努めています。就学先の決定においては、本人・保護者に十分な情報を提供するとともに、本人・保護者の意思を尊重したうえで就学先を総合的に判断しています。また、本人・保護者と学校等の関係者とは、教育的ニーズと必要な支援について合意形成を図っています。就学後についても、その子の状況を把握し、必要に応じて相談を継続したり、学びの場の見直しを柔軟に行ったり、その子の成長にとって最も望ましい教育環境を提供するよう努めています。

今後も可能な限り早期から成人に至るまで一貫した指導・支援ができるよう、子どもの成長記録や支援内容等に関する情報を、その取扱いに十分留意しながら、必要に応じて関係機関で共有・活用していくことが大切です。そのためにも本人と保護者を中心にすえ、医療、保健、福祉、就労支援等との連携の下、一人ひとりの状況やニーズに応じた適切な支援・指導・教育を行わなければなりません。

今後の取り組み

① 相談支援体制の充実

発達に不安を抱える乳幼児とその保護者を対象に、乳幼児健診時の相談やことばと発達の相談、教育相談などを実施し、相談体制の充実を図ります。

子ども一人ひとりの状態に応じ、家族を含めた総合的な支援を行うとともに、保育園、認定こども園等、学校、医療機関、福祉サービス事業所などをつなぐことで継続的な支援が行えるよう、連携して相談支援に努めます。

② 障害のある子どもへの支援に関する情報提供

市の広報やホームページ、つぼみねっと（美祢市子育て応援サイト）等を活用し、障害のある子どもへの支援に関する情報の周知徹底を図ります。

③ 障害児保育及び保育所等訪問支援サービスの充実

障害のある子どもや発達に課題がある子どもが、保育園、認定こども園等で保育・教育が受けられるよう、可能な限り保護者の望む保育園、認定こども園等での受け入れを行うとともに、子どもの心身の状況を正確に把握し、子どもの発達が促進されるよう保育・教育内容の充実を図ります。

また、専門的な支援を要する場合の保育所等訪問支援サービスの提供について、集団生活への適応のための支援の整備に努めます。

④ 医療的ケアを必要とする子どもに対する支援

医療的ケアが必要な子どもに対応した支援ができるよう関係機関と連携し体制の整備に努めます。

⑤ 障害児通所支援の充実

障害のある子どもが日常生活における基本的動作や知識技能を習得し、集団生活に適応できるよう支援を行う児童発達支援や、学齢期における放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を提供する放課後等デイサービスなどの障害児通所支援の提供体制の充実に努めます。

⑥ 障害のある子どもとその保護者同士の交流の促進

障害のある子どもとその保護者同士が交流の機会をもつことで、お互いの経験を活かし、気軽に相談し合える環境をつくるため、保護者や関係機関との協働により、交流の促進を図ります。

⑦ 就学及び教育支援体制の充実

障害のある子ども一人ひとりの実態に即した就学となるよう、本人・保護者の意見を最大限尊重しながら、本人が必要とする合理的配慮の内容及び適切な学びの場を決定します。

また、障害のある子どもの発達程度、適応の状況等に応じて、柔軟に「学びの場」を変更できることについて、関係者へのさらなる周知に努めます。

⑧ 個々の特性とライフステージに応じた教育支援の実践

障害のある子ども一人ひとりの状態に応じたきめ細かな対応ができるよう、関係機関や関係者等との連携を深め、適切な教育的支援が実現するよう個別の教育支援計画及び個別の指導計画を立て、評価を行います。

また、適切な就学指導や進学がスムーズに行われるよう、定期的に幼保小連絡協議会、教育支援委員会、教育相談会等を開催し、情報の共有を図るとともに、学校卒業後の進路指導も見据え、就労支援機関とのさらなる連携構築に努めます。

⑨ 教職員の資質の向上と支援体制の充実

特別支援教育コーディネーターや特別支援学級及び通級指導担当者が、より専門的な研修等に参加できるようにし、発達障害や障害種別の多様化、質的な複雑化に対応できる体制のさらなる充実に努めます。

また、全教職員に対して特別支援教育に関する研修会等への参加を促すことで、教職員のさらなる資質の向上に努めます。

⑩ 教育環境の整備

障害のある子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた教材を提供するとともに、情報通信技術の発展等も踏まえつつ、個々のニーズに応じたタブレット端末等の支援機器の整備・充実に努めます。

3 社会参加への支援と人材の育成《参加する》

障害のある人もない人も、共に地域の中で暮らすことのできる社会をつくっていくためには、地域活動をはじめ、さまざまな社会活動に障害者が参加しやすい環境を整えていくことが求められます。既に述べた日常の外出支援やバリアフリー、情報提供の充実のほか、文化芸術活動、スポーツ・レクリエーション活動への参加支援やコミュニケーション支援、さらにはそれら支援を担うボランティア等の人材育成に取り組む必要があります。

現状と課題

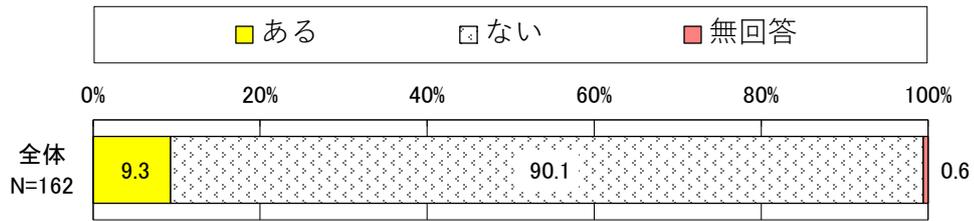
障害者が文化芸術活動やスポーツ・レクリエーションに参加することは、自立と社会参加を促進するだけでなく、生きがいのある豊かな生活を送る上でも重要です。また、障害者の健康増進やリハビリテーションにも役立ち、地域社会の人々の障害者に対する理解を得る機会としても重要です。さらに、近年、障害者スポーツは、パラリンピックに象徴されるように、競技スポーツとしても広く認知されるようになってきました。

障害の種別、程度に関わらず、誰もが気軽に文化芸術活動やスポーツ・レクリエーションに参加できるような機会の拡大を図り、障害者が参加しやすい環境を整えるとともに、障害者に対して各種活動に関する啓発・広報活動を行っていく必要があります。

一方、視覚障害者・聴覚障害者等の自立と社会参加を進めるためには、コミュニケーションにおける支援も重要です。本市では、聴覚障害者及び音声・言語機能障害者の社会生活におけるコミュニケーションの手段の確保を支援するため、手話奉仕員・要約筆記者の派遣事業を行うほか、手話奉仕員の養成を行っています。

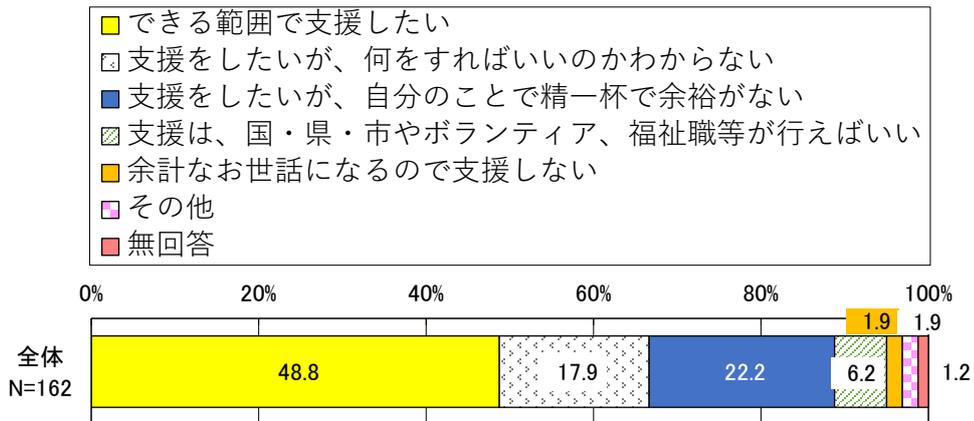
しかし、これらコミュニケーション支援をはじめ、障害者を対象とするボランティア等の人材は十分とは言えません。アンケート調査結果を見ると、障害のある人を対象とするボランティア活動をしたことが「ある」と回答した人は9.3%にとどまっています（図7参照）。ただし、障害のある人を「できる範囲で支援したい」と回答した人（図8参照）やボランティア活動に「参加したい」と回答した人（図9参照）は少なくありません。ボランティアに参加していない理由として、「参加のきっかけ、機会がなかった」という回答が最も多かった（図10参照）ことも踏まえ、今後は、ボランティア活動に関する情報提供や参加するきっかけづくりに努めることも重要です。

図7 障害のある人を対象としたボランティア活動をしたことがあるか(障害者手帳を持っていない人)



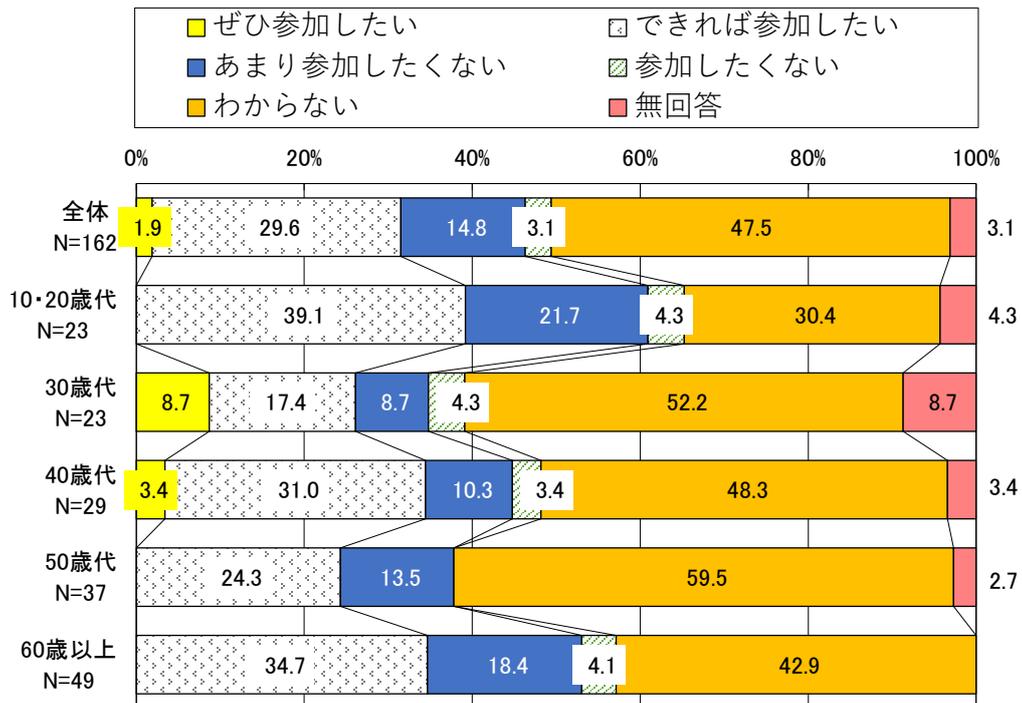
資料：アンケート調査結果

図8 障害のある人に対する支援についての考え(障害者手帳を持っていない人)



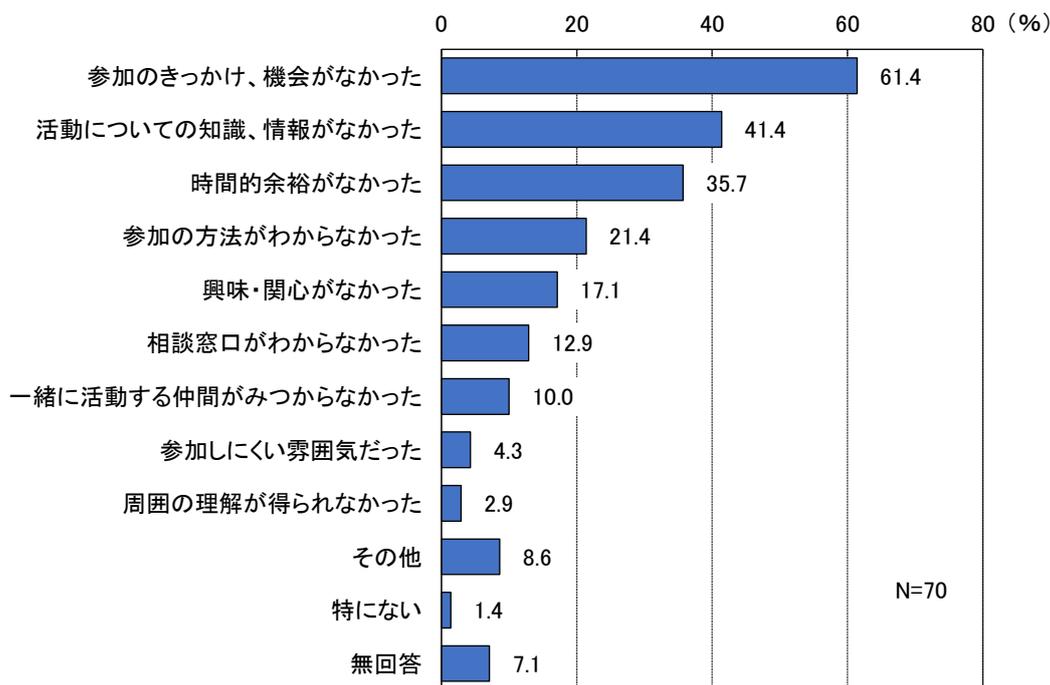
資料：アンケート調査結果

図9 今後障害のある人を対象とするボランティア活動に参加したいと思うか(障害者手帳を持っていない人)



資料：アンケート調査結果

図10 障害のある人を対象とするボランティアに参加していない理由
(障害者手帳を持っていない人)



資料：アンケート調査結果

今後の取り組み

① 文化芸術活動の支援

障害者が、学習活動や文化サークル活動等へ参加できる機会を増やすため、文化芸術活動の情報提供に努めるとともに、文化芸術活動の発表の場を提供します。また、障害者が文化芸術にふれる機会の創出に努めます。

② 各種イベント等への参加促進

市や関係機関が主催する各種行事・イベントや、地域ボランティア活動、祭り等の地域行事に、障害者の参加を促進するため、参加しやすい環境づくりや参加の呼びかけ等を行います。

③ スポーツ活動への参加促進

スポーツ活動を通じ交流が図れる機会を提供するとともに、障害者のスポーツ活動への参加促進を図るため、山口県障害者スポーツ協会と連携を図りながら、各種スポーツ大会やスポーツ教室などの周知に努めます。

④ コミュニケーション支援とその担い手の確保

聴覚障害者等のコミュニケーション支援として、今後も手話奉仕員・要約筆記者の派遣を行うとともに、その担い手となる手話奉仕員の養成に努めます。

⑤ 情報・意思疎通支援用具の給付

重度障害者用意思伝達装置や携帯用会話補助装置、視覚障害者用ポータブルレコーダー、活字文書読上げ装置、聴覚障害者用情報受信装置など、情報・意思疎通支援用具の給付により、障害者のコミュニケーションを支援します。

⑥ 外出機会の提供と当事者団体等への支援

障害のある人の外出や余暇活動等への参加を促すため、地域活動支援センターの機能強化を図るとともに、参加しやすい小旅行やレクリエーション活動の場を設け、参加者の親睦を図ります。

また、当事者団体や家族会の体制づくりや活動への支援を行います。

⑦ ボランティアの育成と活動支援

各種研修会等を開催し、ボランティアをはじめとする福祉人材の発掘、養成及び資質向上を図ります。

また、ボランティア個人や団体の支援、養成と啓発事業を行っている美祢市社会福祉協議会など関係機関に対する支援や協力を行います。

第 5 章

計画の推進体制

1 関係機関等との連携

障害者に関わる施策分野は、福祉だけでなく、保健・医療・教育・就労など多岐にわたっているため、地域福祉課が中心となり、これら庁内関係部署との連携を図りながら、計画を推進していきます。

また、計画の実施にあたっては、障害者や難病患者、障害者団体や社会福祉協議会、福祉サービス事業者、ボランティア団体、民生委員・児童委員等との連携はもちろん、施設の広域利用など、近隣市町とも連携を図りながら、十分なサービス提供に努めます。

さらに、障害者施策については、就労をはじめとして国や県の制度に関わる分野も多いことから、これら国、県の関係各機関との連携を図っていきます。

以上のような社会資源間のネットワークの核として「美祢市地域自立支援協議会」を位置づけ、地域の関係機関の連携を強化します。

2 計画の進捗管理

本計画の推進にあたっては、地域福祉課が事務局となり、計画の実現に向けて毎年度計画の進捗状況の把握、点検及び評価を行い、必要に応じて各種施策の見直しを行っていきます。

資料編



1 美祢市地域自立支援協議会要綱

平成 20 年 9 月 1 日

告示第 178 号

改正 平成 28 年 3 月 31 日告示第 73 号

平成 29 年 12 月 1 日告示第 137 号

令和 2 年 9 月 23 日告示第 143 号

(設置)

第 1 条 本市における障害者又は障害児（以下「障害者等」という。）への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行い、障害者等への支援体制の整備を図るため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 89 条の 3 第 1 項の規定に基づき、美祢市地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 市が、相談支援事業を委託した場合における受託事業者の中立性・公平性を確保するための運営評価等に関すること。
- (2) 援助が困難な事例への対応に関すること。
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議に関すること。
- (4) 障害者等が地域で生活するために必要なサービス等の社会資源の開発及び改善に関すること。
- (5) 障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 11 条第 3 項に規定する障害者計画、法第 88 条に規定する障害福祉計画及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 33 条の 20 に規定する障害児福祉計画に関すること。
- (6) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）への取組に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、障害者等の福祉のために市長が必要と認めること。

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健、医療、福祉団体関係者
- (3) 障害者団体関係者
- (4) ボランティア団体関係者

- (5) 障害者等及びその家族
- (6) 行政機関関係者
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に認めたる者
(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(運営)

第5条 協議会は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 協議会の議長は、会長をもって充てる。
- 4 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 協議会は、必要に応じて関係者の出席を求めて、その意見を求めることができる。

(任期)

第6条 委員の任期は、3年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(専門部会)

第7条 専門の事項を審議するため、協議会に専門部会を設置することができる。

- 2 専門部会は、協議会の会長が指名する委員及び部会委員（以下「専門部会委員」という。）をもって構成する。
- 3 専門部会に部会長及び副部会長各1人を置き、専門部会委員の互選によりこれを定める。
- 4 部会長は、専門部会を招集し、審議した結果を協議会に報告しなければならない。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(報告)

第8条 会長は、会議が終了したときは、その結果を市長に報告しなければならない。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、市民福祉部地域福祉課において処理する。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営その他必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成 20 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年告示第 73 号）

この告示は、平成 21 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年告示第 56 号）

この告示は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年告示第 78 号）

この告示は、平成 26 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年告示第 73 号）

この告示は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年告示第 137 号）

この告示は、平成 29 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年告示第 143 号）

この告示は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。

2 美祢市地域自立支援協議会委員名簿

任期：令和2年11月1日～令和5年10月31日

区 分	委 員 名	名
(1)学識経験者		三 浦 洋 介
(2)保健、医療、福祉団体関係者	美祢市医師会 副会長	中 元 起 力
	美祢郡医師会 理事	中 邑 義 継
	美祢市社会福祉協議会 障害福祉係係長	鹿 嶋 富士江
	社会福祉法人 同朋福社会 理事長	河 内 美 舟
	社会福祉法人 豊徳会 居宅介護支援事業所 管理者補佐	杉 山 千鶴子
	社会福祉法人 周美会 グループホーム幸嶺園 サービス管理責任者	原 川 カズミ
	美祢市介護支援専門員協会 副会長	田 邊 拓 之
(3)障害者団体関係者	美祢市身体障害者福祉協会 会長	大 塚 鉄 男
	美祢市手をつなぐ育成会 副会長	山 本 紀 子
(4)ボランティア団体関係者	美祢市ボランティア連合会 副会長	大 元 公
(5)行政機関関係者	美祢市教育委員会学校教育課 指導主事	大 坪 伸 彰
(6)前各号に掲げる者のほか、 市長が特に認めた者	美祢市商工会 事務局長	小 野 義 夫
	美祢市民生委員児童委員協議会 障害者（児）福祉部会長	安 部 哲 男
	総合相談支援センターみね 相談支援専門員	藤 井 真寿美
	公募委員	岩 本 あけみ
	公募委員	末 永 義 美

美祿市障害者計画（令和4年度～令和8年度）

令和4年3月

発行 山口県美祿市
企画・編集 美祿市地域福祉課

〒759-2292 山口県美祿市大嶺町東分 326-1
TEL (0837) 52-5227
FAX (0837) 52-1490

